

## 平成27年第5回防府市議会定例会会議録（その3）

○平成27年12月4日（金曜日）

---

### ○議事日程

平成27年12月4日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（24名）

1 番	和 田 敏 明 君	2 番	藤 村 こ ず え 君
3 番	清 水 浩 司 君	4 番	山 下 和 明 君
6 番	山 田 耕 治 君	7 番	三 原 昭 治 君
8 番	河 杉 憲 二 君	9 番	山 根 祐 二 君
10 番	安 村 政 治 君	11 番	橋 本 龍 太 郎 君
12 番	吉 村 弘 之 君	13 番	山 本 久 江 君
14 番	田 中 敏 靖 君	15 番	中 林 堅 造 君
16 番	久 保 潤 爾 君	17 番	田 中 健 次 君
18 番	平 田 豊 民 君	19 番	今 津 誠 一 君
20 番	木 村 一 彦 君	21 番	上 田 和 夫 君
22 番	行 重 延 昭 君	23 番	松 村 学 君
24 番	高 砂 朋 子 君	25 番	安 藤 二 郎 君

---

### ○欠席議員

なし

---

### ○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 中 村 隆 君

教 育 長 杉 山 一 茂 君 代 表 監 査 委 員 中 村 恭 亮 君  
総 務 部 長 原 田 知 昭 君 総 務 課 長 河 田 和 彦 君  
総 合 政 策 部 長 平 生 光 雄 君 生 活 環 境 部 長 福 谷 眞 人 君  
健 康 福 祉 部 長 藤 津 典 久 君 産 業 振 興 部 長 山 本 一 之 君  
産 業 振 興 部 理 事 熊 谷 俊 二 君 産 業 振 興 部 理 事 本 田 良 隆 君  
土 木 都 市 建 設 部 長 山 根 亮 君 入 札 検 査 室 長 金 谷 正 人 君  
会 計 管 理 者 桑 原 洋 一 君 農 業 委 員 会 事 務 局 長 末 岡 靖 君  
監 査 委 員 事 務 局 長 藤 本 豊 君 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 岩 田 康 裕 君  
消 防 長 三 宅 雅 裕 君 教 育 部 長 末 吉 正 幸 君  
上 下 水 道 局 長 清 水 正 博 君

---

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 郁 夫 君 議 会 事 務 局 次 長 中 司 透 君

---

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

9番、山根議員、10番、安村議員、御兩名にお願い申し上げます。

---

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

これより質問に入ります。最初は、9番、山根議員。

〔9番 山根 祐二君 登壇〕

○9番（山根 祐二君） おはようございます。公明党の山根祐二です。通告に従って質問いたします。よろしくお願いいたします。

最初に、生活困窮者自立支援法について質問をいたします。

生活保護受給者が増大することに伴い、国民の生活を支えるセーフティーネットの構築が必要となっています。こうした状況に対応するため、国会で議論が重ねられ、平成25年12月に生活困窮者自立支援法が成立いたしました。そして、平成27年4月に施

行されています。厚生労働省では、この新しい生活困窮者支援が地域で活用され、効果的に実行されるよう自治体への支援を行っています。

公明党が成立に向け積極的に取り組んできた生活困窮者自立支援法は、仕事や健康などで問題を抱えた人を生活保護に至る前に支え、新たな人生への挑戦を後押しする画期的な法律です。失業や病気、障害、ひきこもりなどの事情から、生活に困窮している人は多いところです。支援制度によって、自治体は相談窓口を設けて自立に向けた支援プランを作成したり、一定の条件で家賃相当額の住居確保給付金を支給する事業が自治体に義務づけられています。また、自治体は、任意事業として、困窮者への職業訓練をする就業準備支援事業や、一定期間宿泊場所や衣食の提供を行う一時生活支援事業、家計に関する相談を行う家計相談支援事業、生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業に取り組むことができます。また、これらの支援事業の費用には国の補助もあります。いかに画期的な法律が施行されても、それを効果的に運用していくのは行政の責任と取り組み方だと思います。

生活困窮といっても、経済面や家族関係、精神的な問題など、理由は多岐にわたり、複雑に絡み合っている場合もあります。単なる経済的な困窮状態に置かれた人だけとは限らないわけです。さまざまな悩みを抱えた人を幅広く受け入れる仕組みがこの法律です。どこに相談したらいいかわからない悩みにも対応していただきたいと思います。そして、必要な支援につなげていくことが大切です。経済的困窮のみならず、社会的に困窮している人は相談に来ない、あるいは来られない。声を上げられない人をどうするか。

人口5万人の滋賀県野洲市では、市役所内に設置された窓口が生活相談を引き受け、住民税の滞納状況などの行政情報をもとに、生活困窮者の早期発見につなげています。

人口約3,600人の秋田県藤里町は、社会福祉協議会が住民を戸別訪問した結果、ひきこもりの人が113人に上ることが判明したそうです。社会福祉協議会や民間団体との連携も重要となります。

生活保護に至る前の状態の人に対する制度ができたわけですから、今までは生活保護の要件に満たず、切り捨てられた人たちのセーフティネットとなるよう考えていく必要があります。

そこで質問いたします。生活困窮者自立支援法による各事業の周知が必要だと思いますが、当局の取り組みをお伺いします。

2番目、これまでの自立相談支援事業の相談件数と、その主な内容を伺います。

3番目、住居確保給付金を給付する制度を利用できるその要件はどうか。また、これまでの実施の状況はどうかお尋ねいたします。

4番目、任意事業である就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学

習支援事業の各実施状況、実績はどうなっているか、以上、お答えください。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

初めに、事業の周知への取り組みについてのお尋ねでございましたが、事業は社会保険や労働保険など雇用を通じた第1のセーフティーネットと第3のセーフティーネットである生活保護の間に位置しておりまして、従来の雇用の仕組みなどから漏れながらも、生活保護制度の要件に必ずしも満たない生活困窮者の自立を包括的に支援する第2のセーフティーネットでございますので、早期の相談、支援が自立をする上で大変重要であると考えております。

そのため、市広報や市のホームページへの掲載をはじめ、事業の委託先である防府市社会福祉協議会の機関誌、社協だよりへの掲載、チラシを関係機関へ配布するなどの広報活動を行っております。さらに、民生委員による地域の見守りの中で、生活困窮者に関する相談を受けていただき、発見されたときには連絡をいただくなど、生活困窮者の早期把握に努めているところでもございます。

今後も引き続き市民に広く周知できるよう、広報活動や関係機関との連携強化に努めてまいります。

次に、自立相談支援事業の相談件数と主な相談内容についてのお尋ねでございましたが、必須事業の自立相談支援事業につきましては、生活困窮者の相談に応じ、それぞれの状態に合った支援を検討し、他機関へつないだり、本支援事業の利用申し込みを受け、本人の同意を得て支援プランを作成し、支援を実施することとなっております。10月末時点での相談件数は178件、人口10万人当たりの相談件数は県下で2番目となっております。そして、本事業の利用申し込み件数が99件であり、そのうち就労による自立などにより支援を終了した件数は63件となっております。

主な相談内容といたしましては、収入や生活費の問題、就職や職場の問題、ローンや税金などの支払い、住まいについての相談となっております。また、相談者を年代別に見ますと、50代が全体の24.7%を占めており、次の60代が20.2%、40代が19.1%と、中高年の方の相談が多いように感じられているところであります。

次に、住居確保給付金の制度を利用する要件と実施の状況についてのお尋ねでございましたが、住居確保給付金の支給対象者は、65歳未満で、離職などの後2年を経過していない、世帯の生計を維持している人のうち、収入要件、資産要件、受給期間中の就職活動要件に該当する人となっております。

まず、収入要件は、本市の場合、申請月の世帯収入の合計額が、単身世帯で生活費8万1,000円に、上限が3万1,000円までの家賃額を加算した額、2人世帯で生活費12万4,000円に上限が3万7,000円までの家賃額を加算した額となっております。

次に、資産要件は、申請時の世帯の預貯金額等が、収入要件の6カ月分以下で、100万円を超えない額となっております。

また、受給期間中の就職活動要件につきましては、自立相談支援機関の相談支援員等の面接を月4回以上、ハローワークでの職業相談を月2回以上、求人先への応募などを原則週1回以上することとなっております。そして、これらの要件に該当する方に対し、原則3カ月間、さらに一定の要件を満たす場合には最長9カ月間、世帯員数ごとに定められた上限額までの家賃相当額を支給することとなっております。10月末までの申し込み者は11人で、そのうち10人の方に支給を行っております。

最後に、任意事業の実施状況と実績についてのお尋ねでしたが、本市における任意事業の実施状況は、住居のない、所得が一定水準以下の生活困窮者に対し、一定期間内に限り、宿泊場所や衣食の供与などを実施する一時生活支援事業及び家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計管理や債務整理などに関する支援を行う家計相談支援事業を防府市社会福祉協議会へ委託し、実施しております。

なお、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援事業は、直営により実施しているところでございます。

この10月末までの時点での実績は、一時生活支援事業につきましては1名の方が利用され、宿泊場所として市内の旅館を供与いたしました。家計相談支援事業につきましては3名の方が、本事業の顧問弁護士の相談を受けて、債務整理等を行っておられるところでございます。

学習支援事業につきましては、開始が遅くなりましたが、10月31日から開始しております。退職校長会より推薦いただいた講師による中学生を対象とした学習支援を毎週土曜日の午後、2時間実施しております。この申込者は、現在5名でございますが、参加者はそのうちの2名となっております。今後とも学校等関係機関へのPRや事業の拡充に努めてまいります。

なお、生活困窮者の就労に向けた生活習慣形成や就労体験、就労のための技術取得等の支援を行う就労準備支援事業につきましては、就労体験や訓練場所などの確保、開拓が困難であるなどの理由で実施しておりません。今後、事業を実施している他市の状況等を調査し、研究してまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○9番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。

再質問の前に、12月2日のニュース配信で生活保護のことについてありましたので、ちょっと話してみますと、現在、日本で生活保護を受けている世帯がことしの9月で162万9,598世帯となり、過去最多を更新したということであります。厚生労働省によりますと、ことし9月の時点で生活保護を受けている世帯は前の月と比べて874世帯増え、162万9,598世帯で、これは統計を取り始めた1951年以降で最も多くなっているそうです。

この内容を見ますと、母子世帯や現役世帯では減少傾向にありますが、65歳以上の高齢者世帯が増加していて、80万301世帯と、この全体のおよそ半数を占めているという報告がございます。厚生労働省の分析によりますと、年金だけでは足りないひとり暮らしの高齢者が増えているということでもあります。

先ほど種々御答弁いただきました。当局の取り組みもしっかり行っているということで答弁いただきました。なかなかこの制度については周知がまだ不足のところもありまして、なかなか思うように進んでいないような自治体もあるようですけれども、防府市におきましては、先ほど任意事業に関しても御説明がありまして、任意事業につきましても取り組んでいるという御報告がありました。

任意事業の中では、就労準備支援事業が今から取り組んでいくための他市の事例などを研究していくという御答弁でございました。これもやはり直営でやるか、委託するか、いろんな方法はあると思いますけれども、しっかり取り組んでいっていただきたいと思いません。

先ほども申しましたけれども、各種事業の周知というのが非常に必要となりますので、その辺のところ、先ほどいろんな冊子を使って、社協の冊子とかにも公表し、進めているということではありますが、しっかり知っていただくということが必要になってくると思いますので、その辺のところはよろしくお願ひしたいと思ひます。

住居確保給付金のことについても御答弁がありましたけれども、この住居確保給付金の給付の方法というのは現在どういった方法で行われているか、質問をいたしますので、お答え願ひます。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 御質問にお答えいたします。

住居確保給付金の支給につきましては、寄附金が確実に家賃として使用されますように、

申請者本人に支給するのではなくて、市から直接貸し家の家主、あるいは管理人に支給する方法となっております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○9番（山根 祐二君） 了解いたしました。そういった方法がやはりよろしいんじゃないかと思います。過去には、個人に渡して、いろんなトラブルもあったということも聞いております。

ハローワークとの連携ということについて、連携しているという御答弁でありましたけれども、具体的にハローワークとの連携について、どういった手法で、方法で行われているかお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） ハローワークとの連携についてお答えいたします。

自立相談支援事業への相談申込書というのがありますが、こちらを本人の同意を得てハローワークへ提供し、相談者の状況や問題点等の情報の共有化を図っております。その上で相談者の生活状況、就職活動、あるいは結果などの情報の相互交換を随時行うなど、連携した就労支援に努めております。

また、支援プランの内容や進捗状況、支援の終結等について検討を行うため、市、市社協、ハローワークの三者で毎月定例で開催しております支援調整会議においても、就労支援の方針について確認、あるいは再検討するなどの連携を図っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○9番（山根 祐二君） ありがとうございます。

生活保護に至る前のセーフティネットとして、やはり就労支援ということは非常に重要な問題となってきますので、このハローワークとの連携というのはしっかり進めていく必要があると思っております。

ハローワークとの連携だけではなく、庁内にある福祉事務所と庁内の関係部局との連携というのも非常に重要になってまいります。相談内容によって連携する部署というのは、高齢福祉課、障害福祉課、ちょっと呼び方は違うかもしれませんが、住宅関係、税務課、それから年金関係と、いろんなところにまたがってまいります。

先ほど小規模な自治体の例を示しましたけれども、例えば市税の督促状を発送して、その督促状を持って相談に来られる。税務課で相談するわけですけども、その中で、この支援のほうの相談係につなげていくということも他市ではやっているようなところもありま

す。

こういった連携も必要になってくると思いますけれども、やはり国保の料金、国保料が払えないと、税金が払えないといったときの、このセーフティーネットにも、これからはなってくるのではないかと思いますけども、そういった庁内の各部局との連携については、こういった考えをお持ちでしょうかお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 御質問にお答えいたします。

生活困窮者がこういった面で相談をしたいかというのはもろもろあります。そういったときに、議員おっしゃるとおり、障害者であれば障害のほうに行かれるし、高齢であれば高齢のほうに行かれる、介護であれば介護、保険とか課税の関係、いろんなところが窓口として当然最初の相談場所はいろいろあると思いますけども、最終的にはそういったものが生活困窮者に対応するものであれば社会福祉課のほうへ連絡いただくようになっております。

市民に対しては、市役所へ行かれる方はそういった対応になりますけれども、市社協においては、これは防府市自立相談支援センターというものを看板を掲げて設置しておりますので、そちらのほうへ行かれる方が今のところ一番多いんじゃないかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○9番（山根 祐二君） ありがとうございます。

社協のそういう部署につなげていくということでございましたけれども、やはり庁内に、他の部局にいろいろ相談される際に、そういったところに確実ににつなげていくと。社協が同じ庁内にはありませんので、そういった配慮というのは非常に必要になってくるのではないかと思います。

先ほど学習支援事業についても御答弁がありました。これについては市が直営で10月31日から中学生を対象に毎週土曜日行っているということですが、やっているというこの呼びかけは、現在どういう方法で呼びかけをされているのでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） これはちょっと、もともと職員提案でもございまして、生活保護者世帯の貧困の連鎖、これを防止するために、生活保護者の中学生が高校に入学するような提案がございました。それで、そういったものを進める中で、また、生活困窮者のほう、国からそういった法律が出まして、生活困窮者の世帯の中学生だけでなく、生



活保護者も入れていいよということで、今回の学習支援事業を防府市が実施しておるわけなんです、そういった関係で、生活保護に来られた方の中で、いろいろ相談されてきた方の中で、中学生がおれば、どうでしょうかというようなことを振りまして、申し込みをいただいたという例が最も多いです。今回、5名申し込みいただいたんですが、生活困窮者はその中で1名でございました。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○9番（山根 祐二君） 生活困窮者家庭の子どもへの学習支援ということで、ただいま答弁の中にもありましたけれども、貧困の連鎖を防いでいくということが大きな問題でございます。

これもニュースの配信でございますけれども、12月の毎日新聞で子どもの貧困を放置すれば経済的損失が2.9兆円に及ぶということがございました。現在15歳の子どもを対象にして、日本財団が試算をしております。これは15歳に限っているわけで、限らなければもっと大きくなると言っております。15歳の子ども約120万人のうちに、ひとり親家庭の15万5,000人、生活保護家庭の2万2,000人、児童養護施設の0.2万人の合計約18万人も対象にした調査でございました。子どものときの経済的格差が学力や進学率の教育格差を生んで、将来の所得に影響すると推定して、現状のままの場合と教育格差を改善した場合を試算をしております。

厚生労働省によりますと17歳以下の子どもの貧困率が16.3%で、現在、これは2012年ですが、過去最悪を更新して、6人に1人が貧困状態にあるとされております。こういったことから子どもの学習支援というのは重要な事柄ではないかと思えます。

大きく呼びかけるということは難しい問題でありますので、個々の事情をどうやって知っていくか、把握していくかというのが行政の一つの責任ではないかと思えます。

そもそも生活困窮者自立支援法が必要だというわけでございますけれども、なぜこういった制度が求められるのかということで、中央大学教授の宮本太郎氏は述べております。日本では所得が平均的な水準の半分以下、これを相対的貧困と呼ばれるそうでありますけれども、この層が16.1%に達して、特に現役世代の単身女性は3人に1人が相対的貧困となっているというふうに述べております。

急に家族の介護が必要になり、所得が減り、自分自身もストレスでまいってしまう。このように複数の要因が連鎖すると、誰でも生活困窮につながる可能性がある。ところが、これまでは生活が著しく困窮したときに頼ることができる制度は生活保護だけであったわけでありまして、生活保護は、最後のセーフティーネットでありまして、その困窮から脱却

していくことを支援する仕組みというのが、これまではなかったわけでありまして。生活困窮者自立支援法は、この最後のセーフティネットの手前のネットを張ろうというものであります。この教授は、中でも重要なのは就労支援の事業というふうに述べております。現在は福祉的な支援があると就労を実現できるという人たちが増えていると述べております。

こういった生活保護、あるいは自立支援法を利用することも選択肢の一つになると思いますが、高齢化がこれからも進んでいく。この中で、これを支えていく現役世代が倒れてしまえば、地域の存在も存続も危うくなると。逆に就労機会を増やして、皆が本来の力を発揮できる条件を整えば、地域の力がよみがえるということになります。地域創生が課題とされる中、まちづくりの視点から、自治体が積極的に生活困窮者支援に取り組むことが求められております。

福祉と雇用の連携、縦割りの行政の克服など、これまでの行政のあり方の転換を迫るといふ趣旨がございます。しかし、排除される人がいない。皆が支える地域づくりのために、生活困窮者自立支援制度をどう生かしていくか、これを全員で考えていくということが大事なこととなっていくと思います。それぞれの部署に関係することでありまして、しっかり国もこういうことを取り組んでいく。そして、地方でもこういう制度をしっかり活用して、経済損失のないように努めていくということが重要なことではないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、この社会福祉協議会に委託している事業というのは、そういう事業が多いわけでありましてけれども、現在、本市では社会福祉協議会の場所と本庁の社会福祉事務所と距離が離れているわけがございますけれども、この利用者の利便性を図るという意味では、やはり本庁の福祉事務所で社会福祉協議会の業務を行えるという体制が一番いいのですけれども、こういった体制は難しいのでしょうか、どうでしょうか、お答えください。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 質問の意図は、市社協に委託しているけど、そういった事業も市のほうでやったほうがいいんじゃないかという質問かと思いますが、よろしいですか。

本事業の実施につきましては、事業実施に必要な民生委員とか友愛訪問員等と連携した地域とのネットワークを持っていらっしゃる、あるいは福祉関係機関等のネットワークを持っていらっしゃる社会福祉協議会であれば、さらには本事業と連携した生活融資資金の給付事業も実施されておりますので、社会福祉協議会に業務を委託しております。これによって、社会福祉協議会のほうでは、防府市自立相談支援センターというものの開設し、相

談業務を行っているところでございます。

実は、県下でも13市中10市が社会福祉協議会へ業務を委託して実施されております。確かに、先ほど申されておりましたように、生活保護だけでなく、市税や、あるいは市関係部局の相談の場合に、相談者が市役所になれば不便をおかけする場合もございますが、その場合は電話や相談員が同行するなどの対応をとっているところでございます。

また、先ほども申しましたように、毎月定例で開催しております支援調整会議に生活保護担当者も出席して、協議や意見交換等を行い、連携に努めているところでございます。

ちなみに、本事業の相談件数は、本文でも述べましたが、県下でも大変上位となっております。これは相談窓口が社会福祉協議会にあることが相談しやすいという面があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○9番（山根 祐二君） 相談しやすいというような場合もあるという御答弁でございました。新庁舎が建築されれば、また同じような場所に統合されることもあるでしょうし、他市の例を見ますと、社会福祉協議会ではありますけれども、同じ建物の中にあるというところもあるようです。しっかり連携を図って、利用者の利便性ということも考えてあげて、しっかり進めていただきたいと思っております。

以上でこの項は終わりたいと思っております。

次に、オープンデータ活用について質問をいたします。

オープンデータとは、政府や自治体等の公共機関が公開可能なデータを民間が営利、非営利を問わず自由に利用できるよう、機械による2次利用が容易な形式で公開することです。

私は、平成26年3月議会一般質問でオープンデータ化の推進をすべきことを発言をいたしました。平成27年6月議会では、山田議員も関係の質問をされております。その後、防府市では、ホームページで統計データ、位置情報データ、財政データをオープンデータとして公開されております。今後のさらなる取り組みを期待をしております。

さて、先進地である福井県鯖江市は、ホームページに多くのオープンデータを掲載しております。その中には次のようなコメントがあります。「自治体の皆さんへ」といたしまして、

電子行政オープンデータ戦略、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部をごらんいただいて、オープンデータの取り組みを始められる自治体の皆様に参考にしていただければと思います。鯖江市の取り組みで、自治体の皆さんの参考になることがあれば、

全てオープンにしたいと思っております。いつでもメール、電話でお願いします。  
というものです。大変ありがたいなと感じました。ぜひ本市担当課の方々も大いに利用していただきたいと思えます。

さて、オープンデータが増えてきますと、そのデータを利用して外部の方が便利なアプリをつくってくれることが期待できます。鯖江市ではアプリコンテストを毎年行っているようです。本市でもそのようにできるようになれば、市民に役立つ取り組みへと発展していくことと思えます。

多くの市民が市のホームページを閲覧されるよう工夫していくことが大事であります。

そこで質問をいたします。本市で現在公開中のオープンデータは、統計データ、位置情報データ、財政データであるが、どのような利用を想定していらっしゃるのでしょうか。また、そのほか、今後公開予定のデータというのがありましたらお答えをお願いします。

2番目、データを公開していることと、これを活用していただくことの市民への周知が必要だと思えますが、どのように考えているのかお答えください。

3番目、市民に役立つアプリ作成のため、他市のデータ使用例を示してはどうか。また、市民が公開してほしいデータを市へ伝える手段を考えてみてはいかがでしょうか。

以上、お答えください。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） オープンデータの活用についてお答えをいたします。

オープンデータとは、御承知のとおり、行政機関が保有しております公共データを個人や団体、民間企業が二次利用を制限なく自由にそのデータを利用できるよう、編集や加工の容易なデータ形式で公開するものでございます。公開したデータを個人や団体、民間企業が活用されることによりまして、情報の交換、共有、新たな考え方が創出されるなど、地域の活性化に寄与し、さらにこうしたことが経済効果やまちづくりなどにつながっていくことが期待されているところでございます。

本市では、平成27年3月に実施しておりますホームページのリニューアルにあわせて、データの公開を始めました。現在、統計情報が1件、位置情報が5件、そして財政情報が2件の合計8件のデータを公開しております。

公開したデータをどのように利用を想定しているのかということですが、オープンデータにつきましては、二次利用を制限することなく自由に利用していただくことを目的としております。例えば、各種のアプリ作成、あるいは資料を作成するためのデータとしての利用等が考えられますが、現在、市として個別な具体的な想定というものはしておるところではございません。

なお、今後の公開予定でございますが、個別には、今、具体的な名称をちょっと上げることができませんけど、情報を供している各部署におきまして、個人情報保護、知的財産権、セキュリティの確保等の問題の有無を確認した上で、可能なものにつきましては順次公開するデータを増やしてまいりたいと考えております。

次に、市民への周知についてでございますが、現在、本市ホームページのトップにオープンデータへのリンクを張っております。これにつきましては、ホームページをふだん閲覧されない市民の方々はもちろんのこと、閲覧される方でもなかなかお気づきいただけないことも多々あるのではないかと考えております。データの活用を促すことも大変重要でありますので、ホームページを閲覧していただくきっかけとなりますよう、市広報に掲載するなど、他のメディア等、いろいろな手法を考えまして、周知に努めてまいりたいと思っております。

それから、他市のデータの活用事例を示してはどうかということでございますが、個人や企業がアプリを作成されて一般に公開されているものや、大手検索サイトを運営する企業がコンテンツの充実のために活用されていることなどのほかに、住民の方が人口のデータを利用いたしまして、地区の会合の資料に掲載されるグラフを作成されているという事例もございます。また、金沢市や愛知県の知立市では数値データではなく、市内の美しい景観などの画像データ、これは写真データでございます。これらを公開されまして、年賀状の素材やパソコンの壁紙などに、また、青森県では多くの映像データを公開されておりまして、これをプレゼンテーションなどの素材に御利用されているところでございます。

このように活用方法は、企業、個人を問わず、多種多様でございまして、自由に利用していただくものでございます。自治体ごとに公開しているデータも異なりますことから、本市のホームページにおきまして、他市におけるアプリの作成に活用された事例を紹介することは、現在のところ、余りにも多いということで、考えておりません。

最後に、公開してほしいデータを市へ伝える手段を考えてほしいということでございますが、特に個人の場合、その利用目的を捉えることが難しいということがございます。したがって、本市ホームページのオープンデータのページにおきまして、メールなどで要望を送っていただくよう促すことによりまして、市民のニーズの把握に努めたいと考えております。以前にも申し上げておりますが、オープンデータにつきましては、国、総務省が行政の透明化と信頼性の向上、それから国民参加、官民共同の推進、経済の活性化と行政の効率化、この以上の3点の意義、目的を掲げておられます。

市といたしましても、こうしたことを念頭に置きまして、開かれた自治体を進める一環として、今後もオープンデータの推進に努めていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○9番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございました。

今後、どういったデータを公開していくかということにつきまして、各部署で可能なものを順次公開していくという御答弁でございました。まだまだ防府は始めたばかりといたしますか、データはこれからだろうと思っておりますので、各部署がしっかりデータ化をしていただくように働きかけというか、なかなかお忙しいと思っておりますので、いろんな仕事が重なって、今ある情報をデータ化していくというのも一つの作業になりますので、そういったことを進めていくというのはなかなか大変だろうと思っておりますけれども、そういったオープンデータ化していくということをまず進めなければ、次の段階に到達しないわけでありまして、しっかり担当課がそういう努力をしていただくように呼びかけていただきたいと思っております。

ホームページを閲覧するきっかけの手法を考えるという御答弁でございました。なかなかホームページをしょっちゅう細かく見ておられる方というのは少ないわけでありまして、ホームページを開いたときには、そういったデータがあるというのが、こういうものなんだというのがわかるようなホームページに仕立てていていただきたいなというふうにも思うものであります。

市民から公開してほしいデータを市に伝える手段、これはメールなどでやるということ、まだ、あったとしても、なかなか市民のほうから具体的なそういった意見が出るとは、まだそういった段階ではないというふうには思っておりますけれども、こういったものも今から準備していくということが必要ではないかと思っております。

これも国が、総務省がオープンデータ化を推進しているという事実がまずあるわけで、部長のほうも先ほどオープンデータの意義、目的について、国が掲げている3点について述べられております。それを念頭にやっていくということでもあります。これも国がやはり求めているものというのを着実に実践していくという地方の自治体の姿勢というのが求められると思っております。もう既に先進地とそうでないところは非常に差がついておるわけでございます。

オープンデータにしていくというのは技術的にはそんなに大変な作業ではないと思っております。それが増えれば、また利用していただけるのではないかと思います。単なるPDFの形式のデータだけではなくて、二次使用ができる形のデータにしていくことが必要ではないかと思います。機械判読が困難な例えばPDFのデータ方式では、スマートフォンのアプリで自動処理するということはまだまだ困難なわけでありまして、そうすると民

間による自発的な公共サービスの創造というのは期待しにくいものとなります。しっかりデータを増やして、二次使用を広く認めるということで、もともと著作権の不行使をあらかじめ宣言しているということでもありますので、そういった公開できるデータを公開していくということになると思いますので、しっかり市を挙げて推進していただきたいと思っております。

先進地では、先ほど答弁の中にもありましたけれども、いろいろな例があります。千葉県の流山市では、ホームページにも大きくオープンデータを載せております。オープンデータの中にはどんなものがあるかといいますと、赤ちゃんほっとスペース、これは授乳とかおむつがえスペースがある場所、保育園の一覧、公共施設一覧、公園の位置、公共施設のWi-Fi設置場所、あるいはAEDの設置場所、避難場所、ごみの収集曜日、ごみの分別処分方法、文化財、あるいは観光地、桜の名所とか、それから駐車場、自転車置き場など、こういったのを流山ではオープンデータとしております。選挙に関しては、投票所の所在地、選挙ポスターの設置場所、投票区別、投票状況というようなものもオープンデータ化しております。こういったデータを公開していきますと、これがアプリで簡単に利用できるような形に変えてもらうことができるわけです。先進地では、そういったアプリのコンテストも行っておりますし、必要な場合は市がそういった外部機関にお願いして、必要なアプリをつくってもらうということもあります。アプリをつくるまで各課にお願いすることが非常に困難なことですので、そういった手法もぜひ考えていただきたいと思いますと思っております。

先ほど担当課で今からデータを公開していくということもございましたけれども、各課の持っているデータの中で、これは公開してもよいというデータをオープンデータ化する場合、具体的にどういう手順となるのか、そのことについてお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） 公開するデータを作成する手順でございますが、まずはデータの項目、内容を検討するとともに、個人情報の保護、知的財産権、セキュリティの確保等の問題がないかを確認いたします。これは全てのことに关しまして実行をいたします。

次に、ファイル形式及び文字コードの変換を行います。これに位置情報、要するに住所、こういったものがついていれば、住所だけでなく、座標表示を添付いたしまして、公開するデータファイルを作成することとなります。

このように手順を申し上げますと、非常に簡単ではないかというふうに思われますが、位置情報のデータ作成の例で申し上げますと、座標情報につきましては、住所から座標を

機械的に求めます。しかしながら、こうした作業で取得する座標情報には誤差がございますして、一つ一つ地図ソフトで確認を行いまして修正していく必要がございます。例えば、建物の位置とか、そういったものについての座標を正確にそこへ持っていかなきゃいけないということがございます。必然的にデータ数が多くなれば多いほど時間がかかってくる。

それから、次に多くのもとデータというものは、御承知のとおり、ワード、エクセルなどのソフトで作成されているものが多いでございます。こうしたものを、文字を変換し、機械判読可能で二次利用が容易な形式で公開するということになりますので、したがいまして、本市ではまずCSVというファイル形式を採用いたしております。また、文字につきましては、日本工業規格の文字コード、SJISというものでございます。それから、もう一つは国際的な文字コードでございますUTF-8というものでございます。これらは現在ホームページのほうのオープンデータのほうに、見られたら、こういった文字が表示されているということになっています。

こういった2種類の文字データに変換をして、初めて公開するデータファイルというものができてくるわけございまして、その後、所定の事務決裁を受けた上でホームページにアップロードして公開している、こういうふうな手続をとっております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○9番（山根 祐二君） ありがとうございます。

これからそういった手法でしっかり進められるような体制を整えていっていただきたいと思っております。やはり、ある程度のスキルが必要になってまいりますので、現在の情報統計課だけの体制でそれが各課のを引き受けるというのは非常に物理的に難しいことでもありますので、必要であるならば、そういった担当の方も設置していくということも考えられるのではないかと思いますので、いずれにしても、こういったデータがまずはどんどん進んでいくこと、位置データというのは大変ですけども、位置データは非常に役に立つデータとなります。また、行政しか持っていないデータというのも数多くありますので、こういったことを公開するということを念頭に置いて、しっかり取り組んでいっていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、9番、山根議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） 次は、12番、吉村議員。



〔12番 吉村 弘之君 登壇〕

○12番（吉村 弘之君） 「自由民主党一心会」の吉村でございます。通告の順に従いまして、質問をさせていただきますので、真摯なる答弁をよろしく申し上げます。

それでは、花と緑のまちづくりについて質問させていただきます。

花き産業、いわゆる花の花き産業と花きの文化の振興を図るため、平成26年6月20日、第186回通常国会において、議員立法により「花きの振興に関する法律」が成立し、6月27日に公布、12月1日に施行されました。この法律は、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出の促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を講じ、もって花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的としています。

この中の第16条で、花き文化に対する施策として、公共施設における花きの活用の推進や、いわゆる花育の推進、日常生活における花きの活用の推進などが定められています。

過去においては、我が国は極めて豊かな花きの文化を育ててきましたが、ライフスタイルの変化や若年層の花き離れ等により、近年の日常生活において、花きに触れる機会が減少しています。このため、国や地方公共団体による公共施設や社会福祉施設等における花きの活用の推進や花育の実施、生け花や盆栽等、花きに関する伝統の継承、フラワーアレンジメントや新しい花のある行事の普及など、花きの新たな文化の創出など、花きの文化の振興に向けた支援が規定されました。

具体的には、オフィスなどの室内、駅の緑化や花と緑のまちづくり、地域における花育活動の推進、フラワーフェスティバルの開催などによる花き文化の振興などがあります。

10月29日、防府市において、緑の魔法使いと呼ばれ、イギリスのチェルシーフラワーショーで4年連続ゴールドメダルを受賞した世界的庭園デザイナーの石原和幸さんが花と緑によるまちづくりについて講演されました。

広島県庄原市では、石原和幸さんや「しょうばら花会議」の方々の御尽力により、「庄原さとやまオープンガーデン」を開催するようになり、ことしは5つのエリアで28の庭で実施され、多くの観光客が来られました。「しょうばら花会議」では、身近な玄関先から花と緑のまちづくりを広げていきたいと考えておられ、花と緑の美しい景観づくりは地域コミュニティの輪や安心・安全の地域づくり、青少年の健全育成、子どもの情操教育、そして交流人口と滞在時間の増加による地域の活性化に役立つと考え、日常生活で身近な鉢植えやプランター、お庭の花壇、畑など、積極的にガーデニングに取り組んでいる人を応援し、その取り組みが広がることを目的に、「さとやまオープンガーデン」を実施することを目標に掲げられています。地方の活性化は、ハードな箱づくりをするだけではまち

に潤いは生まれません。

そこで質問いたします。先日行われました景観シンポジウム2015の成果と事業化についてお伺いします。

2点目、防府市緑の基本計画の目標と達成状況。

3点目、市民との協働による花と緑のまちづくりについて。

4点目、緑化団体や緑化事業に対する助成の現状をお伺いします。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

本市は、平成20年に地域の景観行政を担う景観行政団体となり、平成24年に防府市景観計画を策定し、さらに防府市景観条例を制定したところでございます。

御存じのとおり、本市には大平山、佐波川、瀬戸内海に代表される自然景観、旧山陽道、萩往還を軸に広がる歴史的・文化的景観、佐波川沿いや大道地区などに広がる田園景観、沿岸部に重工業の企業が連なる産業景観、防府駅を核として広がる都市景観など、さまざまな景観がございます。

これらの景観の要素となる景観資源を市民、事業者、行政が共通の財産として共有し、良好な景観まちづくりを推進するためには、これらの機関が力を合わせて働く、いわゆる協働が重要であると考えており、山口県立大学と提携して、「防府市における景観資源の整理と活用」をテーマとして、さまざまな活用が図られるよう研究を行いました。

また、景観資源に関する情報を収集するため、市内全公民館で景観ワークショップを開催し、地元、大学、市の三者が、いわゆる協働で研究に取り組んでまいりました。

本年10月に開催した景観シンポジウムでは、その成果報告のほか、基調講演やパネルディスカッションを行い、また、研究の成果をもとに、ワークショップを開催いたしました。なお、参加人数は定員80名に対し、ほぼ満席でございました。

今後、景観の成果をもとに、各地域ごとにまとめた景観資源を地図化し、各公民館に配布するとともに、一部、現地を取材したものにつきましては、ホームページにより公開してまいりたいと考えております。

次に、防府市緑の基本計画の目標と達成状況についてのお尋ねでございましたが、防府市緑の基本計画につきましては、都市の緑全般についての将来あるべき姿と、それを実現するための施策を総合的かつ効果的に定め、都市における緑の量の増大や質の向上を図ることを目的として、平成10年度に策定いたしました。この計画は、目標年を平成32年として、市民1人当たりの公園面積の目標値を17平方メートルといたしております。

目標の達成状況は、平成10年の計画策定時の1人当たり6.75平方メートルから、現在は8.33平方メートルとなっております。

次に、市民との協働による花と緑のまちづくりについての御質問でございましたが、現在、市民との協働で花と緑のまちづくりに取り組んでいるものとして、防府市緑化推進委員会と連携して、市内一円、花のある景観となるよう、各自治会、学校、職場などに花苗を提供しております花壇登録制度がございます。

昨年1年間の花壇実績では、147の登録団体に対しまして、約20万1,000本の花苗を提供いたしました。また、植樹する経費を御負担いただき実施する記念植樹を毎年行っております。これは、申込者みずからが施肥、水やりをしていただくことから、樹木への愛着を持っていただくことにつながり、大変好評な事業となっております。昭和62年から現在まで、延べ1,365本を植樹し、おかげをもちまして桑山公園や大平山公園をはじめ、向島運動公園や新築地緑地などが桜の名所と呼ばれるようになってまいりました。

議員御紹介の庄原市の「しょうばら花会議」の先進的な取り組みである「庄原さとやまオープンガーデン」につきましても、桑山公園の再整備等も予定しておりますことから、今後の研究対象とさせていただきたいと思っております。

次に、緑化団体や緑化事業に対する助成の現状についてでございますが、市が助成を行っております団体として、先ほど申し上げました防府市緑化推進委員会がございます。毎年当委員会に対して50万円の補助金を交付しており、その事業内容につきましては、花苗の提供や記念植樹、また、花と緑の啓発事業として、毎年緑化祭を開催し、春、秋の緑化推進期間において、緑の羽の募金活動等を行い、緑化の意識を高めていただく活動や募金の活用により、緑化推進へとつなげているところでございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員。

○12番（吉村 弘之君） 御答弁ありがとうございます。

緑の基本計画の目標が、1人当たり17平米というところがまだまだ8.33平米ということで、足りない現状ということなんですが、防府市においては、公園面積がまだまだ足りない。というのが、山口市とか周南市には、大規模な公園がありまして、かなり皆さんがそこでスポーツをしたり、緑の散策を楽しんだりしておられます。さっき言われました桑山の再整備については、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

ちょっと県の事業の御紹介になるんですけども、皆さんは11月22日がいい夫婦の日ということをお存じでしょうか。この11月22日に、実は山口県の事業で花を送ろうと

ということがありました。これは皆さん御存じの地方創生の交付金を使いまして、実はいろんな、山口県においては旅行券とか、特産品についてやったんですが、花についても、花の割引券をプレゼントしようということで、販売協力店のお店で3,000円以上のものを買ったら、次買うときに1,000円の割引券が使えるという事業を実施しております。

実は、この議会が12月になりまして、いい夫婦の日のPRができなくて残念なんですが、まだまだ12月31日まで花の割引券プレゼントキャンペーンが実施されております。総額というか、1,000円の分が6万枚までということで、まだまだあるんじゃないかなと思っております。皆さんもぜひクリスマスの次、すぐまた買わないと12月31日に間に合わないんですけども、ぜひ花を送るようにしていただきたいと思います。

そして、常々まちを回っているときに、天神一丁目にあるアルク防府店、これが9時から開店なんですけども、ここを見ておきますと、朝からたくさん人が来られて、何かすごい中で特売でもあるのかなと見ておりましたら、実は花を買われる方がたくさんおられまして、いい花は早く行かないとないということもあります。ということで、花を買われる方がたくさん実は並んでおられまして、花というのは人の心を和ませるんだなということを感じております。

そして、先日、防府市の子ども会の市子連というのがあるんですけども、この理事会の後の懇親会で、ビンゴゲームの景品で半分以上、花を景品としたところ、奥さん方が多かったので、大変喜ばれて、持って帰られました。ぜひ市役所の懇親会等で今からありましたら、景品に花を使っただくように、よろしく願いしたいと思います。

このように、いわゆる県の事業とか、いろんなことで花とか緑をやろうとしているわけですが、今、民間施設における花きの生産者の直接の販売する拠点が幾つも実は整備されてきております。中でもとれたての新鮮野菜と魚を生産者価格で販売し、フラワーアレンジも体験できる「ふれあいステーションDAIDO」、防府駅前の農産物直販所「とれたて満菜」、「笑顔ステーション右田」、来年春には国分寺丸久の跡にオープンします「幸せますステーションスマイル防府」ということで、こういう民間の生産者が直接販売できる、そういう箇所が徐々に増えつつあります。このふれあいステーションDAIDOについては、県内で一番のこういう直販所の施設としては売り上げを誇っております。

ということで、防府には、こういう花きの生産者及び農産物とか水産物の販売拠点が幾つも整備されてくるということがあります。これらの民間施設と公共施設が協働して、情報を共有するというので、さらなるネットワークの拡大が図れると思います。

花と緑のまちづくりはそんなに難しいことではありません。ということで、そこでちょっと再質問させていただきます。「花きの振興に関する法律」と公共施設における花きの

活用状況と推進状況についてお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） それでは、私のほうから、花きというのは農業になりますので、私のほうから回答させていただきます。

御質問は2点あったと思います。1つは、市内の花き産業の振興についてですか。それともう一つは花き文化の振興ということで、公共施設での花きの活用状況、そういったことでよろしいですか。

まず1つ目の花き産業の振興策ということでお答えします。

まず、本市の花きの生産の現状について申し上げますけど、畜産を除いたいわゆる農業の中の米、野菜、果物、花き、これらの農業生産額の中では、花きは年間で3億4,000万円の産出額で、割合でいけば13%にもなります。そして、これは県内の花きのシェアでは、防府市は12%ということで大変頑張っております。販売農家につきましても、46件ありまして、主な販売品種でいいましたら、菊、カーネーション、ユリ、バラ、レザーファンなどが主なものです。また、花きの技術の向上といいますか、そういった目的で防府花卉園芸組合というのを、これは18名で構成をされておりました、いろんな県の花き品評会とかで、フラワーアレンジメントをされたりしております。

そして、花きのいわゆる生産への支援策ということですが、花きに限定をした支援策というのは特にありません。花きも農業というか、野菜と同じような扱いですので、野菜と同様のいろんな制度がありますが、例えばパイプハウスなどの生産の設備をする場合には国の支援制度がありますので、そういった制度を使って、過去の例はありますが、農協さんがバラの生産設備、ハウスを整備されたという事例がございます。過去には、先ほど話がありました「ふれあいステーションDAIDO」の柳さんですか。花きフロンティア、これをつくられるときも、柳さんが国の制度を使って整備をされたと思います。

今現在、この法律ができて、県のほうでも、いわゆるこの法律の振興計画をつくっていらっしゃいます。それができれば、当然、市町のほうへも計画に基づいた施策をやってくださいということがありますので、それに沿って今からやっていこうと思いますけど、現在のところ、とりたてて市のほうで花きに対する支援策というのは、先ほど申し上げたようなことしかやっております。今後また県と相談しながらやっていきたいと思っています。

それともう一点の、いわゆる花き文化の振興という部分で、いわゆる公共施設等で花きを使いなさいというのが多分この法律の中で言われております。現在、防府市の公共施設等の花の活用の状況ですが、はっきり言って、あんまりないんです、公共施設。市役所で

は1号館と4号館の玄関に生け花を飾っています。あとは、公民館等で、先ほど花壇の登録制度の話がありましたけど、パンジーとかサルビアとか、そういった花を植えたり、または季節の生け花を公民館の中に飾ったりといったことで、施設の利用者と地域の方々が協力をされて、花きの活用をされた環境美化が行われているような状況です。

とりあえず、以上申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員。

○12番（吉村 弘之君） 御答弁ありがとうございます。

「花きの振興に関する法律」は、まだできたばかり。特に議員立法だったということもありまして、まだ県のほうも振興計画をつくる段階ということなので、その県の振興計画ができましたら、ぜひ防府市においても花き文化の振興とか、そういう花育、それらを活用して、花と緑のまちづくりに頑張っていただきたいと思います。

ただ、残念だったのは、やっぱり市役所とか公共施設で余りまだ活用されていないということがあります。今の防府市において、花に関する最近の行事で大変好評なのが、防府天満宮の大石段で行われている花回廊だと思います。防府市や観光協会、商工会議所をはじめ、山口県立農業大学校や造園組合等で組織する防府天満宮花回廊実行委員会がゴールデンウィークとシルバーウィーク、この2回に花のプランターで幸せますという文字や天神人形のモザイク画を描いて、たくさんの観光客が訪れています。

このように、既に花に関する行事で核となるものがあります。これらを活用して、市内にある毛利邸、阿弥陀寺、英雲荘などの庭と市内の個人所有で立派な庭を活用し、地域活性化につなげていくことが大事だと考えています。

その中で、やはり公共の場で何かシンボリックにこういう花と緑のまちづくりをしていくんだということをぜひPRしていただきたいと考えておりまして、駅前を見ますと、余り動いてない時計の輪っかがありまして、それがやはりそういうものではなくて、こういう花と緑のまちづくりをしているんだということで、駅周辺にぜひシンボリックなガーデン、庭園などを建設してはどうかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） シンボルガーデンの設置についての御提案でございますけれども、花で飾られた、例えば駅前に防府市を訪れたお客様が花でお迎えできたらさぞ気持ちよく市内をめぐるだけいただけるかと、このようにも当然感じております。今の防府駅前ですけれども、ここは花と緑はもちろん、緑、樹木に力を入れておりまして、これはこれで駅をおりたら、紅葉で迎えてくれると、こういった駅というのも非常に珍しいということで、そういった評価はいただいております。

また、イベントなどございましたら、花のプランターではございますけれども、多くを並べるなどして、今はそれでお客様をお迎えしているということでございます。

このシンボルガーデンというのは非常にいい試みだと思いますし、他市の駅を調査をするなどいたしまして、その設置のスペースであるとか、場所、または維持管理のやり方であるとか、経費について研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員。

○12番（吉村 弘之君） ありがとうございます。

駅前が緑だけではなくて、花も一緒に四季折々の季節感を感じるように、シンボリックな公共の庭というか、ガーデンを建設していただきたいと思います。特に、来年は市制施行80周年ということでもあります。こういう記念的な年に、こういうふうな花を活用したり、特に駅の高架下が殺風景とか、ずっとプランターを並べて、80周年とか、花と緑のまちづくりをしてるんだということをPRするには絶好の、来年がそういう年になると思います。

先日、宮市の白石呉服店さんにお伺いしまして、それが創立250周年ということで、江戸時代から続く呉服店さんということで、記念の式典のあったときに、ちょっとお庭を拝見させていただきました。大変立派なお庭で、これを中に隠すという言い方は悪いんですけども、これを皆さんに公開してはどうかとか、いろんなことをちょっとお願いしてはおるんですが、先ほどちょっと御紹介した世界的な庭園デザイナーの石原和幸さんが、実は大道の個人のお庭を直されて、完成しました。これから、大変また人が来るんじゃないかということで考えております。

このように、市内でこういう個人の所有のお庭とか、そういうのを市制80周年という記念事業で、例えばそういう応募してくださった個人所有のお庭の所有者の方に何か写真を撮るときに石造じゃないですけど、防府市制80周年のお地藏さんという言い方は悪いかもしれませんが、そういう写真を撮ったときにシンボリックになるようなものをプレゼントするなりして、個人所有の庭園のコンクールを開催するなどして、市民と市と一緒に80周年を祝うというような事業を、これはちょっと要望になりますけども、ぜひ展開していただきたい。

特に、そういう駅前にシンボリックガーデンを設けたり、個人所有のお庭のコンクールを実施するという事の中で、市民も祝って、そういう活動をするんだということをぜひ考えていただきまして、来年度の記念事業の中に組み込んでいただきたいと要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、12番、吉村議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） 次は、17番、田中健次議員。

〔17番 田中 健次君 登壇〕

○17番（田中 健次君） 「市民クラブ」の田中健次でございます。

質問の第1は、障害者差別解消法の施行についてでございます。

質問の要点は、障害者差別解消法が来年4月から施行されますが、市の体制はできているのかということについてであります。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、略称で障害者差別解消法といいます。2013年、平成25年6月に国会で可決成立し、2016年、平成28年4月1日から施行されます。この法律成立の背景には、国連の障害者権利条約を日本政府が批准するために、国際的におくれていた日本の障害者関連法を整備する必要があったことが指摘されております。ここ数年の障害者関連法の目まぐるしい改正や新たな法律の制定に対して、自治体の担当者も苦労されていると思われま。

この障害者差別解消法では、地方公共団体は、その第3条で、「障害を理由とする差別の解消の促進に関して必要な施策を策定し、実施しなければならない」とされ、第5条で、「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」とされております。

そこで、具体的な質問ですが、最初に総論としてお尋ねいたしますが、法の施行に当たり、市の体制はできているのかという点について、市執行部のお考えをお伺いいたします。

2番目に、この法律の第10条では、市職員の対応要領を努力義務として定めるようになっていますが、どうされるのか、市執行部のお考えをお伺いいたします。

3番目に、法第14条で、「地方自治体は、障害者その家族、関係者からの差別に関する相談及び紛争の防止に必要な体制の整備を図るもの」とされておりますが、具体的にどのようなことをするのかについてお伺いをいたします。

4番目に、法第15条で、「地方自治体は、必要な啓発活動を行う」とされておりますが、どのようなことを考えているのかについてお伺いいたします。

5番目に、障害者差別解消支援地域協議会について、法第17条から第20条で定められていますが、この協議会についてはどのように考えているのかについてお尋ねいたします。

6番目に、この法案に関する国会の附帯決議において、障害者関連施設の認可等に関し



て周辺住民の同意を求めないことを徹底することを求めています。このことについて市執行部のお考えをお伺いいたします。

最後になりますが、障害を理由とする差別に関する自治体の独自条例が、2006年、平成18年の千葉県、障害のある人もない人も共に生きる条例に始まり、北海道、岩手県、茨城県、富山県、京都府、奈良県、熊本県、長崎県、鹿児島県、沖縄県、さいたま市、八王子市、別府市などで同様の条例が制定されており、この法律に対する上乘せ、横出し条例となっておりますが、国会の附帯決議においても、こうした条例の制定を妨げたり拘束するものではないことを示しています。

防府市においても独自条例を制定し、障害者差別の解消にさらに積極的に取り組む考えはないのか、この点について市執行部のお考えをお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

最初に、法の施行に当たり、市の体制はできているのかとお尋ねですが、障害者差別解消法は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること」を目的として制定され、法第3条には、「地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施しなければならない」とされております。

その目的を遂げるためには、議員御指摘のとおり、障害を理由とする差別の解消の推進が重要であり、社会的障壁を取り除いていくためにも環境の整備が必要と考えております。市といたしましても、法にのっとり、体制を整え、取り組んでまいります。

2番目に、法第10条に規定されております市職員の対応要領についてのお尋ねですが、「防府市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を、防府市障害者保健福祉推進協議会に諮るだけでなく、庁内の検討委員会でも検討し、今年度中に策定し、来年4月から施行する予定でございます。

3番目に、相談及び紛争の防止のための体制整備についてでございますが、法第14条では、差別を解消するための支援措置として、地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止または解決を図ることができるように体制の整備を図るものとされております。

そこで、来年度からの本市の体制といたしましては、市民からの障害を理由とする差別に関する相談、苦情の受付窓口を障害福祉課に設置し、相談内容により関係各課との連絡

調整等を行い、解決を図ってまいります。

また、市内だけでは解決できない困難事例が生じた場合は、既存の防府市地域総合支援協議会を利用して協議し、御意見をいただきながら、解決に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

4番目に、啓発活動についてのお尋ねでしたが、障害を理由とする差別の解消について、市民の関心と理解を深めることが重要であると考えております。そのため、市民に対しましては市広報、ホームページ、ラジオ、リーフレットによる法の趣旨や差別解消への取り組みについての情報発信、周知を行ってまいります。また、民間施設や事業所等に対しましては、事業者向けのチラシの配布により周知を図るとともに、施設のバリアフリー化や障害への対応について配慮をするよう依頼してまいりたいと考えております。

5番目に、障害者差別解消支援地域協議会についてのお尋ねですが、法第17条においては、地域における障害者差別を解消するための取り組みを行うネットワークとして、地域協議会を組織できることとされております。

本市におきましては、障害者団体、医療、福祉、教育、行政等からなる、先ほど申し上げた既存の防府市地域総合支援協議会を活用し、障害者等からの御相談と相談事例を踏まえた差別解消のための取り組みに関する協議を行うことを考えております。

6番目に、障害者関連施設の建設についてのお尋ねでしたが、障害者関連施設の認可は県が行っているもので、市といたしましては、附帯決議にありますとおり、障害者関連施設の建設には周辺住民の同意は不要であるということを理解していただけるよう、市民に対して日ごろから啓発に努めてまいります。

最後に、障害を理由とする差別に関する市の独自条例制定についてでございますが、本法は、来年4月から施行されるものでございますので、今後、さまざまな事例から課題も見えてくると思われまします。いましばらく時間をいただいて、先進都市の状況も調査し、本市の実情に合った条例の制定につきまして研究してまいりたいと存じます。

以上、答弁、申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） いろいろ御答弁ありがとうございました。

まず最初に、法第10条の職員対応要領というものについて今年度中につくるということでした。ということになりますと、職員の方がそれを知るのがいつになるのか。というのは、対応要領というものをいただいて、すぐ新しく、あしたからこれでやってくださいというのなかなか大変なことだろうと思います。当然、事前の研修だとか、そういったものも新しく対応要領をつくられば必要になって、それに基づいて、例えば4月

1日から対応するということになろうと思いますが、そういった職員への周知だとか研修についてはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 現在、職員対応要領、作成中でございます。これにつきましては、先ほど答弁にもございましたが、障害者保健福祉推進協議会に諮っております。2月に報告いたしますが、それ以外にも市内の検討委員会でも検討しております。現実にはほかの課の方がお知りになってないというわけではございません。ただ、全員には周知されておられません。一応2月の協議会で最終的に対応要領、ほぼできておるんですが、でき上がりましたら4月になる前に職員のほうへ配付というふうなことは当然考えております。ただ、事前の研修については、今のところ、まだ計画は立てておりません。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 2月にできて、3月というのは、年度末で大変忙しい時期でありますから、なかなか研修ということは難しいのかもしれませんが、しかし、全職員ということが難しくても、それなりの部署の職員という方には、そういった事前の研修が必要ではないかということをお願いしておきます。

それから、これは防府市の公立の小・中学校の教職員にも適用されるというふうに考えておりますが、これについても同じものを、それを使うということになるわけでしょうか。それとも、これは教育委員会が独自につくられるんでしょうか。逐条解説などでは両方のケースがあるというふうに書いてありますが。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 現在、作成中の対応要領の第2条に対象となる職員の範囲というのを掲げております。この中で、少し読みますと、範囲は、市長部局、出納室、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、消防本部、教育委員会というふうに、教育委員会も入っております。

要領自体は3ページ程度のものですが、要領に付随して留意事項、こういったものを、いろいろ具体的な例を挙げて、こういうときにこういうのを注意しなさいという留意事項というのを、6ページぐらい分のものを今、作成する予定でございます。

留意事項につきましては、部局によっては、さらに考えていかなきゃいけない事例もあるかとは思いますが、とりあえずは対応要領と留意事項において、先ほど申しました範囲の職員が対応するという要領でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） これは、地方公営企業法の関係の部署は、行政機関ではなくて事業者ということで策定ということが法律では定められておりませんが、これについては、防府市の関係であります水道局あるいは市の外郭団体にもこういうものを見せて、ある程度そういうことをお願いするということをするわけでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） おっしゃるとおり、公営事業関係の上下水道部局に対しても、これは公共機関でなく事業所のほうの責務というのがありますけども、当然うちがつくった場合には対応要領をお見せすることはできると思っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） それでは、ちょっと次の、相談、紛争の防止等のための体制整備ということで、障害福祉課につくるということではありますが、そして、その中のいろんな難しい、ちょっと事例については、地域総合支援協議会の中でいろいろ検討していただきたいということを書いてありますが、それからあと、障害者差別解消支援地域協議会、これについても新たにつくるのではなくて、今、言いました地域総合支援協議会ということの中で、これは横の連携をとるといようなお話がありました。そうなりますと、地域総合支援協議会、これがいろいろと関係の団体ひっくるめてつくっている組織ですが、その中で、障害者差別解消云々というように、協議会の規約ですか、そういうことの中で、あるいは障害者差別解消支援地域協議会としての役目も果たすということを、この中に当然書き込まないといけないと思うんですが、その辺のことについてはいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 今、県内の状況を申しますと、ほとんどの場合が既存の、よそは自立支援協議会という言い方、まだしておりますが、うちの場合は地域総合支援協議会、こちらのほうに、この件についてもそっちの協議会をお願いしようというふうになっております。その中で、当然、協議会には設置要綱がございます。設置要綱の中に所掌事務がございますが、確かに、その他地域の障害福祉に関することとありますけども、もう、それじゃはっきりしないので、明確に差別解消法に関することを所掌事務の中に入れてようというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） わかりました。そういう形で、組織的にきちっとしたものに

していただければと思います。

それから、啓発活動について、市広報、リーフレット、それから、そういったものを利用するという形、それから、事業者にはそういった事業者向けのをまた考えるということでもございました。ただ、障害者差別解消法ということもそうですが、国連の障害者権利条約、それから、障害者基本法の改正、それから、障害者総合支援法の新たな、自立支援法から総合支援法へ変えるという形で、実は、かなり障害者の概念そのものが近年、変わってきております。

これまでは、いわゆる医学モデルという形で、例えば体のどこかの部位に障害があるだとか、そういった医学的な観点で言われておりましたが、近年の考え方は、改正の障害者基本法がそういう考え方だと言われておりますが、そういうことではなくて、社会モデルという形で、権利主体として、障害者が社会活動をするときにどういうところに差しさわりがあるのかと、社会のほうにどういう差しさわりがあるのかということを考えるのが最近の社会モデルという考え方で、近年の国連の障害者権利条約をはじめ、そういったものがそういうふうに変ってきております。

そういったことも、実は、私自身もここ一、二年、といってもこの1年ぐらい、少し勉強しなければならないと思ってきておりましたが、これはやはり障害者という、人についてどういうふうに考えるのか、障害についてどういうふうに考えるのか、これはかなり大きなテーマのような気がいたします。

したがいまして、今回、障害者差別解消法が新たに施行される。それから、障害者長期福祉計画が中間年で見直しをされると。そういうことを捉えて、多少大きなシンポジウムだとか、市民を巻き込んだ、そういった会などを啓発活動ということの中でぜひ取り組んでいただいたらどうかということ、これ、新年度予算にもかかわるお話かもしれませんが、ひとつそういった問題について御提案をさせていただきたいと思います。

それからあと、障害者関連施設の同意の問題、それから、独自条例の問題については、答弁の内容ということで理解をさせていただきました。

それでは、この項については以上で終わり、次の質問の2つ目に入らせていただきたいと思います。

質問の第2は、食育……。それでは昼からにいたします。

○議長（安藤 二郎君） それでは、次の質問もかなり時間がかかるようですので、ここで午後1時まで昼食のため休憩ということにします。

午前11時44分 休憩

午後 1時 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて会議を再開します。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

17番、田中健次議員。

○17番（田中 健次君） それでは、午前中に引き続きまして一般質問を続けさせていただきたいと思っております。

質問の第2は、食育推進計画についてでございます。

防府市食育推進計画は、学校給食、食品に関する消費生活、農林水産業とも関連しており、健康増進計画と統合することなく、これまでどおり独立した計画として策定すべきではないかという点について、市執行部のお考えをお伺いいたします。

2005年、平成17年に施行された食育基本法は、その第18条で、市町村に対して食育推進計画を作成するよう努めなければならないと努力義務を課しております。防府市では、2009年、平成21年3月に防府市食育推進計画を策定しております。今年度、この食育推進計画を健康増進計画と統合し、第2次防府市健康増進計画として策定するとの内容が、さきの9月議会中の議会全員協議会で示されました。

これまでの防府市食育推進計画では、「健康的な生活習慣と食習慣」、「食の体験活動、生産者との交流」、3番目に「食の安心・安全と地産地消」、4番目に「食文化継承のための活動」、5番目に「関係者が連携した食育活動の展開」、この5項目を施策の柱として取り組んできましたが、健康増進計画に統合されることとなれば、健康的な生活習慣と食習慣については問題ないと思われませんが、2番目に申し上げました「食の体験活動、生産者との交流」、3番目の「食の安心・安全と地産地消」、4番目の「食文化継承のための活動」、5番目の「関係者が連携した食育活動の展開」という点では、消費行政、農林水産業、学校給食とも関連しており、健康増進計画に統合することは無理があるのではないかと考えます。

したがって、これまでどおり独立した計画として食育推進計画を策定すべきではないかと考えますが、市執行部のお考えをお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） それでは、健康福祉部でお答えいたします。

食育推進計画についての御質問でございますが、本市では、先ほどもありましたが、平成21年3月に防府市食育推進計画を策定し、このたび第2次計画として、乳幼児から高齢者までの各世代に応じた健康づくりと食育を一体的に取り組むことができるよう食育推進計画を盛り込んだ第2次防府市健康増進計画を策定し、最終案を来年3月議会に上程す

ることとしております。

この計画は、家庭、地域、学校、職域、行政等が一体となって、食育も含めた健康づくりに取り組むことを目的としており、栄養・食育は、健康づくりにおいて各世代に通じる重要なところで、健康づくりと一体的に取り組むことが効果的であると考えております。

平成23年度から平成27年度までの国の第2次食育推進基本計画では基本的な取り組み方針が示されており、第2次防府市健康増進計画でも、主には栄養・食育のところで、その基本項目に沿った目標や取り組みを記載しているところでございます。

また、国、県の食育推進計画の指標をもとに現状を把握し、防府市の課題となる事項の現状把握ができ、国や県とも比較し、食育について評価できるよう評価指標や目標値を定めているところでございます。

そして、当初の計画案を9月の議会全員協議会で議員の皆様にご説明し、そこで御指摘をいただいた栄養・食育を含む内容の追加修正を行った後、10月には市民の皆様のご意見をお聞きするためのパブリックコメントを実施し、11月26日の平成27年度第4回健やかほうふ21計画（第2次）策定委員会で修正案を提示し、承認を得たところでございます。その内容につきましては、12月17日に開催される説明会で詳しく、また議員の皆様方に御説明させていただきたいと考えております。

なお、議員御指摘のとおり、国の食育推進基本計画は、文科省における学校給食での地場産物の活用あるいは農林水産省における農林漁業体験、食の安心・安全等、各省にわたり取りまとめを内閣府が行っております。

第2次防府市健康増進計画では、策定委員に第1次の防府市食育推進計画を策定したときの団体等にも参画していただいております。すなわち防府とくち農業協同組合、山口県漁業協同組合、PTA連合会、保育協会や幼稚園連盟、小学校教育研究会養護教諭部会、食生活改善推進協議会など食育にかかわる団体等からも御意見をいただいております。

また、策定庁内委員会でも、農林水産振興課あるいは学校教育課など関係課からも意見聴取し、策定しているところであり、健康増進計画において食育推進計画に係る部分につきましては、その中で検討しているところでございます。

その具体的な取り組みにつきましては、平成28年度に、まだ仮称ではありますが、健やかほうふ21計画（第2次）推進委員会を立ち上げ、行動計画を策定することとしており、その中で詳細な取り組みについて関係団体等と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） まず最初に、計画の法律的な位置づけの関係を確認の意味でお聞きをいたしますが、健康増進法の第8条第2項で、市町村の健康増進計画をつくるということが規定をされております。それから、先ほどちょっと申し上げましたが、食育基本法の第18条で、市町村の食育推進計画をつくるということが規定をされておりますが、今度つくられる計画というのは、健康増進法第8条第2項に基づく計画であり、なおかつ食育基本法の第18条に基づく計画であるということになるのでしょうか。この辺について、まず確認の意味でお聞きをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） お答えいたします。

現在、タイトルについてもいろいろ議論しておったわけなんですけども、今回の食育推進計画を統合して健康増進計画をつくるに当たって、現在、本文の中に食育推進計画を統合して策定しておりますことは確かに記載しております。ただ、これだけでは記載内容が不十分ということも考えられますので、明確にするために、健康増進法第8条に基づく健康増進計画であり、また、食育基本法第18条に基づく防府市食育推進計画でもあることをしっかり明記したいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） わかりました。2つの計画をきちっと法的に位置づけてあると。

それで、疑問に思いますのは、2つを統合するということは、食育というものと健康増進というものがかなりダブるので、それを統合して一つの計画でつくるということはあり得ることだろうと私は思います。しかし、今、示されておりますのは、第2次防府市健康増進計画としてしか示されていないわけです。2つの計画を統合するということであれば、第2次防府市健康増進計画、間に、いわゆる中点を入れて、防府市食育推進計画というふうにするのが普通の習いではないかと。異なる法律に基づくものがあって、それが、つくった計画が、片方の中にもう一つのほうがすっぽり入ってしまうということは、普通考えたらあり得ないのではないかと。

よく考えられるのは、2つのものがあって、その重なり部分があるというのはわかりますけれども、片方の中にみんながすっぽり入って、もう一つがすっぽり入ってしまうということは、それはあり得ないのではないかと。もし、そういうことをすれば、それはいびつな形になってしまったり、あるいは、ある部分が切り捨てられてしまうことになりませんか、こういうことでお尋ねをするわけですが、これは、今、食育推進計画というも



のが健康増進計画の中にすっぽりと入ってしまうと、こういう理解でいいわけですか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） おっしゃるとおりでございます。健康増進計画の中に食育計画を入れておると、中にすっぽり入るということでありまして、もともとの健康増進計画が大きくなって、その中に食育が入ったという考えでございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） わかりました。そういうことは普通は私はないと思うんですが、そういう形で、その中にすっぽりと食育推進計画を入れたということであれば、健康増進計画というものがかなり膨らんだ形になるのではないかと思います。食育のほうに。膨らんだだけではいいんですが、一部切り捨てられるということがあっては私は困ると思うんですが、そういった意味で、例えば、国が、今、第2次食育推進基本計画というものをつくっております。この計画は、27年度で終わって、28年度からは第3次ということで、その骨子ももう内閣府のホームページで示されておりますが、そうやって見た場合に、実は、幾つかの国の計画あるいは、もとの食育推進計画からこぼれ落ちている、新しい健康増進計画、今度つくる健康増進計画の中でこぼれ落ちておる指標があります、目的とする指標が。国の掲げる目標ということは11のものを掲げておりますが、そのうち一つは推進計画を作成、実施している市町村をどんどん増やすということですから内容的なものについては10ですが、そのうち4つが今度の健康増進計画の目標値からは落ちております。

一つは、学校給食における地場産物を使用する割合、国の指標の言い方です。それから、2つ目が、食育の推進にかかわるボランティアの数、3つ目が、農林漁業体験を経験した国民の割合、4つ目が、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合と。こういったものを目標値に掲げて、現行の第1次の食育推進計画では、それを防府市バージョンで、ちょっと言葉をかえたりしておりますが、残っております。これが今度の新しい健康増進計画では、こういった目標となる指標が示されておられません。この辺はぜひやっぱり入れないと、きちっとした食育推進計画を含んだものにならないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 食育推進計画が掲げております指標と目標値を引き継ぐことが必要ではないかということだろうと思います。

1次の計画の評価項目で引き続き取り組んでいるところと、新たに国や県の取り組み項目になっているものがあります。一方で、指標としなかったものも事務局のほうで資料自

体は持っております。また、国や県の指標もなくなったり、あるいは変わっている面もございまして、今回の計画書には、あくまでも現時点で、特に防府市として取り組んでいかなければならない指標や問題となる指標を記載したということでございます。その辺、まず御理解いただきたいんですが、指標としなかった他の指標についても、今後の推進委員会等で協議し、また、その中でデータがあるものについては中間評価時にアンケート等を実施して動向を見ていく予定としております。

ちなみに、先ほど言われた国の指標の中で、例えば、農業体験活動の実施校、これが既に17校全校がやり始めておりますので、これはもう100%達している。今後も100%を切ることはないだろうということで外しておったり、学校給食に地場産品を使用している割合、この50%も既に達成しておりますので、そういったものを除いたりしておるといった状況でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 現在達成しているから、それは目標として出さなくてもいいというのは、私はちょっと詭弁ではないかと思えます。旧来の食育推進計画でいけば、例えば農業体験学習活動の実施校の維持ということで、市内17小学校全てやっておるけれども、これを維持するというのが一つの目標であります。そういう形で、やはりそういった食育に関する、国が掲げてる10のうちの4を新しい計画から削るとなると、これは食育の推進計画としていささか問題があるんじゃないかと思えます。

それから、国が新たにつくっているという、計画をつくるというようなものもあります。今、ホームページでも既に示されておりますが、第3次、国が新しく28年度からつくるものについていけば、今度、食品ロス削減のための何らかの行動をしている国民を増やすと。食品ロス削減ということが一つの食育の問題で出されておりますが、こういった問題についても当然同じように28年度からつくる、実行する市の計画、それはもう28年度から国はそういうことを目標と掲げると言ってるわけですから、当然食品ロス削減というようなこともこの計画の中に盛り込まなければならないし、十分盛り込むことが可能なわけです。

だから、そういったものについて、やはりもう少し謙虚に、本来2つに分かれるものを無理やり一つにしたわけですから、それを片方の中に全て吸収すると。吸収する形の中で、一部こうやって切り捨てられるというところは問題ではないかと思えますので、もし、改めて計画をつくるということを私は最初に求めたわけですがけれども、それをしないのであれば、もう一度そういった修正を関係の協議会に諮って、御意見をそれについて求めるべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 議員おっしゃるとおり、28年度以降の食品ロス等の計画についてはこの中に入っておりません。やはり26、27でつくった関係で入っていないんですが、それと、先ほど申しました指標を省いた部分、これについては、28年度から私どものほうとしては行動計画をつくる予定です。その中で、推進委員会でいろいろ協議する中で、データもあるものについては、既に指標としてないものでも間違いなく、まだ100%なのか、また50%過ぎているのか、この辺はしっかり精査してまいります。

それと、今、言われた新たな国の3次にかかわって出てきたものについても、推進委員会のほうでこういったものが出てきたんだけど、どのようにしていきましようかというふうなことは諮ってまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 行動計画の中で、そういうことを修正するというのはいつの前向きな考え方で、それは評価しますが、やはり基本のところできちっとしていただかないと、それは困るのではないかとということを申し上げておきます。

それからもう一つ、現行の計画の中で記載されております、今までの計画ですね、保育所と小・中学校、農林業等関係者、漁業関係者、食品関連事業者といったものが取り組みの主体ということで、この計画を実施する、実行する主体ということで、こういった人たちがはっきりと示してあります。保育所とはかくかくしかじかのことをやりましょう、小・中学校はかくかくしかじかをやりましょう、農林業等関係者、漁業関係者、食品関連事業者もかくかくしかじかのことをやりましょうと、こういった取り組み主体が示されておりますが、新計画では、これを地域という形で漠然とした表現で、そこが曖昧にされております。取り組み主体が曖昧になるということは、計画の実効性が危ういものになるということになるのではないかと思います。この辺、もう少し取り組み主体について修正をして、改めてもうちょっとそれを補充する、補足するという考え方はないのか。この点についてお考えをお伺いします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） お答えいたします。取り組み主体が地域という漠然とした表現で、取り組み内容が簡略じゃないかという御質問だと思います。

実は、1次計画に掲載しているような取り組み主体である各団体の具体的な取り組みにつきましては、先ほども答弁で申しました行動計画の中で協議してまいりたいと考えております。実は、今回も、前回の行動計画と同様に、いつ、誰が、誰に、何を、どのように

というふうな表として、関係機関と協議しながら明記したいと考えておりますので、こちらについては、前回同様、行動計画のほうで明記したいというふうに御理解いただきたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） わかりました。行動計画の中で、いろいろと修正をしていくということで理解をいたしました。しかし、やはり全てが行動計画の中で解決することではなかろうと思えます。この辺については、また、現行の計画、この前、9月議会の際に示されたものを一部修正されたということですから、修正されたものがどの程度、食育の内容が含まれておるのか、それを見させていただいて、また、改めて議案として出るということでありますので、その場でまた協議をさせていただきたいと思えます。

それでは、質問の最後の問題に入らせていただきます。質問の第3は、通学路のカラー舗装についてであります。

通学路のカラー舗装については、これまでに2度お尋ねしておりますが、この取り組みは、私が当初に思っていたことと比べて随分おこなわれているというふうに感じます。ことしで取り組みが始まって既に9年目となりますが、小学生の通学路のカラー舗装は、2007年、平成19年から始まり、当時は3カ年で学校から500メートルまでの距離を完了すると、市執行部からの御説明がありました。

私の1度目の一般質問は7年前、2008年、平成20年9月議会で、多くの子供たちが通学しているのに通学路の途中でなぜカラー舗装が途切れるのか。カラー舗装が、2009年、平成21年に完了する計画であれば、基準を緩和して、さらにカラー舗装の区域を拡大すべきと申し上げ、2009年、平成21年以降に舗装範囲の拡大を検討したい。こういう趣旨の御答弁をいただいております。

2度目の一般質問は、2年半前の2013年、平成25年6月議会ですが、中学校の通学路も含めて、平成26年3月までに500メートルまでの区間が完了する計画で、500メートルを超える通学路については、今後、検討していくとの御答弁でした。当初は小学校区だけでありましたが、中学校まで範囲を拡大したこともあり、500メートルまでの区間を完了するのに、当初の3年の予定が7年かかっていることとなります。

その後になって、ようやく500メートルを超える箇所カラー舗装も進んできましたが、現在は1キロメートルまでの距離となっており、通学路が1キロメートル以内であればこれで解決するかもしれませんが、500メートルは延長されても、途中でカラー舗装が途切れ、なぜ通学路の途中でカラー舗装がなくなるのかと保護者が疑問に感ずるといふ箇所が多くあると思えます。

ある小学校区の通学路を例にとると、2回目の舗装により、それまでより500メートルほどカラー舗装が延長されましたが、しかし、その先、まだ700メートル弱のカラー舗装がされていない通学路を数十人——40人程度はまだおると思いますが、数十人の児童が通学する状況になっております。この通学路がきちんとカラー舗装されるのは、500メートルずつ延長したということでありますから、これまでのやり方でいくと、あと2回の延長でカラー舗装工事が完了すると。もう七、八年はかかるということになるのではないかと思います。これは一例として紹介しましたが、小学校が必ずしも校区の中心、ど真ん中にあるわけではなく、通学路の距離が長いため、同様になる箇所が市内には多々あると思います。

そこで、具体的な質問に入りますが、第1に、通学する児童・生徒が多くても、学校からの距離が遠い通学路はカラー舗装がされていない状況が多々あり、学校からの距離に関係なく、早期に整備すべきではないかと思いますが、市執行部のお考えをお伺いいたします。

第2に、学校の周囲であります。学校の周囲は、校外学習等で児童・生徒が通ることも多く、通学路のカラー舗装の基準を満たさなくても必要な道路はカラー舗装すべきではないかと思いますが、この点についても市執行部のお考えをお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） 通学路のカラー舗装についての御質問にお答えいたします。

まず、学校から遠い通学路の場合はカラー舗装がされていないが、通学する児童・生徒の人数が多い場合にはカラー舗装すべきではないかとの御質問でございますが、本市では、平成18年6月議会におきまして、高砂議員のカラー舗装による安心・安全なまちづくりの御提案を受けまして、平成19年度から、安心・安全なまちづくりの一環として、小学校周辺の通学路においてカラー舗装を実施しております。このカラー舗装は、歩道と車道が分離されていない道路について、路肩部分をカラー化することにより歩行空間を明確化し、自動車等のドライバーに注意を促すためのものです。現在、小・中学校を中心に、おおむね半径500メートル以内の車道外側線等がある道路においてカラー舗装を実施し、当初の計画どおり、対象となる通学路全ての箇所のカラー舗装を完了しております。

当初の計画を達成した後は、平成20年9月議会の田中健次議員並びに平成22年3月議会の高砂議員からのカラー舗装の範囲の拡大についての一般質問、また、学校関係者からも強い要望もあったことから、既に、平成23年度より、柔軟に範囲をおおむね1キロ

メートルまで拡充しております。通学路合同点検と、地域や学校の御意見などを参考に、教育委員会や防府警察署などと協議しながら実施しております。

今後につきましても、通学路合同点検のほか、車両の交通量や通学する児童・生徒数などを考慮しながら、カラー舗装が1キロメートルを超える通学路まで延長することについて柔軟に対応してまいりたいと存じます。

次に、学校の周囲は、校外学習等で児童・生徒が通ることも多く、通学路カラー舗装の基準を満たさなくても、必要な道路はカラー舗装すべきではないかとの御質問にお答えいたします。

小・中学校の周囲の道路のうち、通学路に指定されている路線につきましては、既にカラー舗装は完了しており、また、通学路以外の道路をカラー舗装することにより、児童・生徒やみまわり隊の皆様が通学路について混乱を生じる可能性もございますので、学校の周囲の通学路以外の全ての道路についてカラー舗装を行うことは、現在のところ考えておりません。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 今、御答弁の中で、平成23年度から500メートルを超える部分について一部拡充というふうに申されましたが、25年6月議会の私の答弁では、500メートル以上の区間についてカラー舗装を実施してほしいとの御要望をいただいておりますので、今後、検討してまいりたいと考えていますと、今後、検討というふうになされたけれども、既にやっておったということですか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） おおむね500メートルということございまして、道路の途中で500メートルだということ、そこでとめているという施工方法をとっていなかったという解釈でございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） しゃくし定規に500メートルということをお願いするつもりはありませんので、そういう対応は必要だと思いますが、本格的にされたのは、平成25年の6月議会での答弁のように、26年の3月に完了する計画ということ、当時、それから本格的に進められたということというふうに理解しておきます。

それで、確認の意味でちょっとお聞きするんですが、当初は人数と距離、その通学路を通る児童・生徒の人数と距離の基準を設けておったと思うんですが、それはどういう数

字であって、現在は、どういう基準というものを内部的に定めておるのか、お聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） 施工の条件といたしますか、基準でございますけれども、当時は、改修をしたときには学校を中心におおむね500メートル以内の通学路、そして、利用児童数が40名以上であること。先ほど申し上げました、もう一点は、外側線等の規制があること。以上、3点でございます。

○議長（安藤 二郎君） 時間が参りましたので、よろしくお願ひします。

○17番（田中 健次君） 時間が参りましたので、もうこれ以上の質問はいたしません、今の基準で500メートル、それから40人というのがありましたから、500メートルを緩めると同時に、やはり40人というところも大事にしていきたいというようなことだけ要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、17番、田中健次議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） 次は、13番、山本議員。

〔13番 山本 久江君 登壇〕

○13番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。本日の最後の質問となりました。どうかよろしくお願ひをいたします。

今回は、クリーンセンターの運営状況について、また、中小企業振興についてお尋ねをしたいと思ひます。

それでは、質問の第1点、クリーンセンターの運営状況についてお尋ねをいたします。

昨年4月から新しいごみ処理施設が供用開始いたしました。市では、その事業の特徴について、次のように説明をいたしております。すなわち、第1に、可燃ごみ処理施設は、ごみ焼却施設にごみ選別施設とバイオガス化施設を組み合わせ、高効率な廃棄物発電を行うごみ処理複合施設とする。水分の多い厨芥類などのごみを高温乾式メタン発酵処理によりバイオガスを発生させ、それが回収されたバイオガスを発電設備で有効利用する。全量焼却と比較をしてエネルギー効率を向上し、有害物質、また、温室効果ガスの排出抑制等により環境負荷を低減するとしております。さらに、浄化センターで発生する汚泥を可燃ごみ処理施設のバイオガス化施設で全量受け入れ、有効利用することや、資源化の推進、最終処分量の低減を図るためのリサイクル施設を整備したこと。また、市民の環境意識の向上及び環境学習の場として活用する啓発施設の設置を、これを特徴として挙げております。

今、この間ですけれども、エネルギー回収型廃棄物処理施設、バイオガス化施設は、その電力がバイオマス由来の廃棄物発電として、再生可能エネルギー固定価格買取制度、この対象となったこと。また、一定の条件を満たせば、国の建設費の補助が、従来のごみ処理施設では3分の1ですけれども、それが2分の1に大きく上乗せされることから、導入や活用に対する地方自治体の関心が大変高くなっております。

我が市においては、2011年9月から、約110億円の建設費をかけ工事を行い、完成。昨年4月から稼働をいたしております。20年間で100億円を超える運営委託費が予定をされております。全国でも数少ない可燃ごみの破碎選別を伴う乾式発酵施設として、一体その運営状況はどうか。市民からも関心が寄せられております。

そこで、お尋ねをいたします。この間のごみ処理状況の特徴、また、バイオガス化処理及び焼却処理による発電量はどのくらいであったのか。さらに、環境負荷の低減への取り組みとその実績についてお尋ねをいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員の質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） クリーンセンターの運営状況についての御質問にお答えさせていただきます。

新しいごみ処理施設は、本市初のPFI事業により整備を行いまして、昨年4月に供用開始いたしまして、現在2年目を迎えておるところでございます。

この間のごみ処理状況における特徴についてのお尋ねでございますが、まず、1点目は、新しいごみ処理施設では、国内初の取り組みとなります、ごみ焼却施設とバイオガス化施設を組み合わせ、ごみの焼却熱とバイオガスの燃焼エネルギーを利用した高効率な廃棄物発電を行っていることでございます。

旧施設では、可燃ごみの全てを焼却処理しておりましたが、新しい施設では、平成26年度の可燃ごみ搬入量約3万5,000トンのうち、1割強となります約3,700トンバイオガス化施設で発酵処理いたしまして、発生したバイオガスは発電効率を高めるために有効に利用しておりまして、より環境に優しい廃棄物処理を行っているところでもございます。

2点目といたしまして、焼却灰の全量セメント原料化でございます。

旧焼却場では、焼却灰のほとんどを最終処分場のほうへ埋め立て処分しておりましたが、新施設におきましては、灰の中の不適物を除去することによりまして、全てをセメント原料としてリサイクル処理を行っておりまして、これに伴い最終処分場の延命化につながっておると考えております。

次に、3点目といたしまして、小型家電の回収でございます。



小型家電は、市役所や各出張所などでのボックス回収や、また、クリーンセンターに搬入された不燃ごみの中からのピックアップ回収などによりまして積極的な回収に努めまして、平成26年度の年間市民1人当たりの回収量は1.68キログラムでございます。国の目標であります1人当たり1キログラムを上回っておりまして、小型家電に含まれる希少金属の回収にも寄与しているところでもございます。

このように、ごみの減量化とリサイクルの向上が図られましたのも、市民、自治会、事業者の皆様の御理解、御協力によるところが大きいものと感謝申し上げているところでもございます。

次に、廃棄物発電の状況でございますが、平成26年度は約1,750万キロワットアワーで、一般家庭の約4,400世帯分に相当する発電を行っているところでございます。

次に、環境負荷の低減への取り組みと実績についてのお尋ねでございますが、まず、温室効果ガス削減への取り組みでございます。

新しい可燃ごみ処理施設では、高効率な廃棄物発電を行いクリーンセンター内の全ての施設の電力を賄うとともに、新たな分別収集を開始したことなどで搬入されるごみの量が大幅に減少いたしましたことから、温室効果ガスの排出量は、ごみ処理基本計画の基準年であります平成23年度の2万5,035トンが、平成26年度には1万7,712トンと、29.3%減という大幅な削減を行うことができました。

また、ダイオキシン類等の排ガス基準値の低減にも取り組んでおりまして、法律で定められている規制値より厳しい基準値を運転管理上の停止基準値として設定しております。ダイオキシン類を例に挙げますと、法定の規制値は1ナノグラム以下であるのに対しまして、本市の停止基準値は0.1ナノグラム以下に設定するなど、環境性の向上に向けた運転を行っているところでもございます。

その他、先ほど御説明させていただきましたが、小型家電の回収による有害金属の適正処理や、蛍光管や乾電池類の分別回収による水銀の飛散防止及び再利用を促進するなどの取り組みによりまして、環境に優しい廃棄物処理を行っているところでございます。

環境負荷の低減には、ごみの減量化とリサイクルによります、より一層の推進が必要であると認識いたしておるところではございますが、新たな分別区分が始まって1年半が経過する中で、平成27年度上半期のプラスチック製容器包装、また、紙製容器包装、紙パック等の収集量が平成26年度と比べ減少傾向にあるなど、新しい分別区分がまだまだ市民の皆様の意識に定着していない状況もございます。

このため、本市といたしましては、ちょうどこの12月1日号の市広報と一緒にお知らせさせていただいておるところでもございますが、今後も引き続き、市広報、ホームペー

ジなどで、よりわかりやすい分別等の啓発を行いまして、さらなるごみの減量化とリサイクルを推進し、環境負荷の低減に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

我が市では、新たなごみ処理施設の稼働を契機に、より一層、3R、つまり発生抑制、リデュース、再使用、リユース、再生利用、リサイクル、この3Rの実践活動を展開することとしております。新たなごみ処理施設は、高効率原燃料回収施設と、こういうふうと呼ばれておりますけれども、バイオガス発電設備と、それから熱回収設備、焼却炉を合わせた施設でございます。生ごみや紙などを微生物分解によりメタン発酵させてバイオガスを回収し、これを燃料に発電をいたします。

各家庭に配られました冊子、「新しいごみの分け方・出し方」の冊子を見ますと、計画では、発電量は年間約2,400万キロワット時。一般家庭の約6,000戸分の電力使用量に相当する電力が得られると、こういうふうに市民の皆様にお知らせがされたところでございますけれども、26年度は、先ほど御答弁がありましたように、約1,754万キロワット時、約7割程度となっております。この原因は何なのか教えていただきたいという点、それから、発電量の半分以上、電力会社に売電というふうになっておりますけれども、この実績はどのようにになっているのか。御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） ただいま、発電量の計画量との差についての御質問でございますが、確かに、議員御案内のとおり、当初計画におきましては、年間約2,400万キロワットの発電を行っていくという計画にしておりましたが、この発電量につきまして、大体今、7割程度という割合でしか発電できておりません。これは、答弁のほうでも申し上げましたが、昨年の4月から新たな分別収集を行いまして、これまでかなりの量がかんりの割合で可燃物としてごみ処理をしておりましたものが、市民の皆様の御協力によりまして、相当丁寧な分別をしていただいてリサイクル等に回すことができましたので、その大体の割合で可燃物のごみ量が減ってまいりました。大体その割合と同程度の減額といたしますか、減量になりましたごみと同じ程度の割合で発電量が減ってきたものということになっております。

それと、売電の実績につきましてでございますが、年間の発電量、大体1,750万キ

ロワットアワーなんでございますが、このうちの約780万キロワットアワー、45%でございまして、これをクリーンセンターの中にある施設で使っております電力に全てに使っております。45%、残りの55%を売電しておるといふ状況でございます。

以上で、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） こうした実績につきましては、今後も議会へ報告をお願いしたいというふうに考えております。

もう一点は、電力使用量についてお尋ねしたいんですが、ランニングコストにかかわることでございますけれども、旧施設、もとの施設の平成25年度と比較をしてどのような状況になっているのかお尋ねをしたいと思います。発電施設といいながら、消費する電力量が大幅に多く、環境負荷の面からも課題があるようではいけません。その状況について教えていただけたらというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） クリーンセンターで使っております電力使用量のことでございますが、まず、旧施設、前の古いほうの施設のときには、大体年間716万キロワットアワーというのが大体平均した毎年の電力使用量でございました。それが、平成26年度、新しい施設になりましてからは812万キロワットアワーと、約100万キロワットアワーの増加を見ております。

これは、原因といたしまして私ども考えておりますのは、まず、新しい施設が、バイオガス化施設が新しくつけ加わったことと、それとリサイクル処理施設の拡充と申しますか、充実をさせていただいておりますので、かなりの電気を使用する設備が導入されております。そういった関係から、ごみ処理施設、焼却施設だけを見れば、多分技術的に進んだものというふうに考えておりますので電力使用量が抑えられているのではないかと申しますが、先ほど申しましたように、バイオガス化施設、リサイクル施設等の新しい施設ができましたことから、100万キロワットアワーの電力使用量が増加したというふうに私どもは分析しております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） 御答弁にありましたように、バイオ発電のために相当の電力使用量がかかっているという状況がわかりました。今後も引き続き、この状況については教えていただけたらというふうに思います。

ところで、我が市のような家庭系可燃ごみの破碎選別を伴う乾式発酵施設、全国でも非

常に数少ない施設でございます。いわば経験の浅い施設であるというふうに言えると思います。ことし3月に同様の施設で爆発事故が起きました。最新鋭廃棄物処理施設であるだけに、全国的にその対応が大変注目をされているところでございますけれども、市としてどのように受けとめておられるのか、その点をお考えをお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） ただいま議員御案内がございました、他の施設、兵庫県にございます、こういったクリーンセンター施設でございますが、そこで私どもと同じような焼却施設にバイオガス化施設を併設した施設を持っております。そこで確かに爆発事故というものが起こったようでございます。

私ども早速、当施設に問い合わせをいたしまして調査をさせていただきましたが、その状況といたしましては、バイオガス化施設における爆発事故ではなく、焼却施設の中での爆発事故が起こったというものでございました。その原因といたしましては、例の使い捨てライターが一度に大量に搬入された、まだガスが残っておる使い捨てライターが一度に大量に搬入されて焼却施設の中に入ってしまったと。焼却施設には、その当該クリーンセンターの施設では、一度入ってきたごみをハンマーといいますか、ブレードハンマーというんですか、大きい金づちのようなものなんです、そういったハンマーで砕いて小さくして、バイオガス化施設に送るものと焼却するものとの選別する設備があるようでございます。それで小さく砕く際に、その大量のガスライターを小さく砕いて残ってるガスが充満してしまつたと。それにまたハンマーでたたきますので、その火花が散って爆発事故が起こったというような事故だったようでございます。

私ども早速その辺につきまして、私どもの施設がもしこういう事情が、事故が、条件が重なったらどうなるかというふうな検証を行いました、私どもの新しい施設におきましては、そういった小さく砕く処理は行っておりません。ですから、ハンマーとかそういった処理は行っておりません。私どものほうの施設では、ある程度大きいものも選別できるような形になっております。

ですから、まずそういった施設ではないということと、それと、ガスライターとかスプレー缶でございます、そういったものは、今は危険物として分別収集の中で、市民の方に御協力いただいて分別して出していただくという形にしておりますので、間違つて可燃ごみに出される場合もあろうかとは思いますが、基本的には分別して出していただいております。

ですから、誤つて入つたとしても、先ほど申しましたように、小さく砕く、ハンマーで砕くような施設ではございませんので、そのまま焼却炉の中に入つても問題のないような

形にはなっておりますので、同じような事故が起こることにはならないというふうには私は考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） 御答弁をお聞きしながら、システム的には同様なんですね。家庭系可燃ごみの破碎選別を伴う乾式発酵施設を持っております。ですから、同様の施設で事故が起こったということは大変気になるところでございます。安全性の確保ということは最も重要なことでございますので、そのあたりの十分な対策、対応、今後、防府市としても考えていかなければならないということを、これは指摘させていただいております。

さて、燃えるごみの収集の問題についてお尋ねをしたいと思います。市民の方から、今、いろいろ御意見等を寄せられてるんですけども、祝日の収集ができないものかと、こういう御要望が寄せられております。祝日のごみ収集につきましては、平成18年4月より、夏場、6月から9月を除く期間の祝日について、ごみ収集業務が廃止をされました。夏場の暑い時期は生ごみや使用した紙おむつなどを1週間も家庭で保管することは衛生上も好ましくないことから収集がされており、また、昨年からは執行部の御努力もありまして、10月の祝日も実施をされております。しかし、市民の方からは、狭いアパートなどでは1週間保管するのは困るとか、祝日で収集しないと、次の収集日には集積場所は1週間のごみでいっぱいとなって大変だとか、また、間違えてごみを出す人もいるなど、改善を求める声が依然として寄せられております。

要は、行政改革の一環で実施をされたわけですけども、実施後10年が経過をしていますが、このような状況でございます。市民サービスの向上を図るといふ、この観点から、年末年始を除く祝日の収集について実施をしていただきたいと要望したいと思いますが、この点ではいかがでございましょうか。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 祝日収集の見直しでございますが、今、議員御案内のとおり、平成17年の防府市行政改革委員会の答申に基づきまして、平成18年度から冬場の祝日のごみ収集を廃止させていただいております。当時の事情を申しますと、行政改革の中で、市民と一体となって行政改革を進めていきたいと。その中で、市民の皆様にも御不便をおかけしますが、できるだけ御協力をいただいて冬場の可燃ごみのごみ収集を廃止させていただくと。

そして、当時、前から御要望がかなり高かったごみ集積施設、ステーションなんです、それに対する補助制度とか、ごみの減量容器、紙おむつの保管容器も一緒なんです、そ

ういったものに対する補助制度というものが前々から各自治会等からも御要望が高かったものでございますから、行政サービスについては新しく対応させていこうということで、市民の皆さんには一面、御不便をおかけする面もあろうけど、そういった点については市のほうで対応していこうという形で今まで進めさせていただいております。

市といたしましても、行政改革を進めるという点で申しますと、市民の皆様には御不便をおかけすることもあるかと思いますが、逆に言えば、また、新たな行政サービスも始めさせていただくということでございますので、今のところ、このまま進めさせていただければというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） 行政改革のことにかかわりますので市長にお尋ねをしたいと思いますが、今年度の祝日、調べてみましたら15日あります。そのうち収集を行う夏場とか、もともと収集しない水曜日、土曜日、日曜日に当たる日、あるいは1月1日という日を除きますと、祝日で収集しないのは6日あります、今年度。ちなみに、月曜日、木曜日コースが4日、火曜日、金曜日コースが2日になっております。

祝日のごみ収集が廃止をされまして10年がたちますけれども、確かに、市への苦情の電話などはなくなったかもしれせんけれども、状況が改善されていないわけですから市民の大変さは続いております。これが改善されれば、ごみを出す市民も、また、収集される方も本当に助かることではないかと思えます。何せ次の収集日には通常の2倍を収集しなければならないわけですから。また、集積場所も通常の倍、まさに山のように積まれて、道路にまで積まれている状況を改善することができると思うんです。

行政改革は検証が極めて大事だというふうに感じております。まさに、誰のための、何のための改革なのかを考えたときに、市民が改善を求めることにはもっと耳を傾けなければならないのではないかというふうに感じております。この点、市長、聞いておられますか。市長にお伺いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 詳しい御説明の中から行政改革についてのお尋ねでございますが、功罪相半ばするものは常にあるであろうと、このように考えております。行政改革の成果をもって、さまざまな行政インフラの整備や、あるいは、さまざまな市民サービスというものも現実できてきているのは紛れもない事実でございます。これもひとえに市民の御協力と御理解があつて行政改革はできていると。私は常にそのように申し上げておるところでございます。これからも引き続き、市民の御理解と御協力をいただきながら、行政

改革をしっかりと進め、そして、その成果を防府市発展のため、また、市民生活のために使わせていただいてまいりたいと思っておりますので、現行の問題につきましては、部長答弁のとおり、私もそのように感じているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） 行政改革の効果額が幾らだと、こういうふうにもいろいろ説明がされることがございます。しかし、効果額幾らと言われても、祝日のごみ収集廃止で困っている市民の心には響かないわけですよ。行政改革が誰のための行政改革なのか、改めて私ども考えていかなければならない、そういう時期に来ているのではないかというふうに考えております。

県内でも下関市や宇部市など祝日の収集をやっております、市民からも大変喜ばれております。昨年4月から新しいごみの分別も始まりまして、市長が言われるように、市民の方々の御協力を得ながら、できるだけごみを減らして、ごみとなったものを資源として循環利用していく取り組み、もう市民挙げての取り組みがまさにスタートしたこの時期でございます。ごみ問題の解決は市民の協力なしには進みません。収集におきましても、ぜひ市民の方々の声をしっかりと聞いていただき、要望実現のために御尽力いただけたらというふうに強く要望しておきます。

この項の質問の最後でございますけれども、クリーンセンター整備運営事業、これはPFI事業でございます。DBO方式、つまり設計、施工、運営は全て民間が行うわけでございます。そうしますと、市執行部あるいは議会、市民が十分な情報を得てチェックをできるかどうか、大変不安がございます。今後20年間で100億円を超える市民の税金を使って施設の運営、維持管理を委託するわけでございますから、十分なチェック体制が必要でございます。この点ではどのように考えておられるのか、最後にお尋ねをしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） PFI事業として、今、運営しておりますクリーンセンターのチェック体制でございますが、私どもも昨年4月に稼働開始する前から、その問題についてどのように対応していくべきかというのを検討してまいりました。その中で、クリーンセンターの組織の体制を変えたり、例えば、施設管理室というのを設けまして、施設の運営と監視、運営事業者の監視といいますか、施設の監視に関する事項を担当する部署として、新たに施設管理室の中に調整係を設けたりとか、それに技術専門の職員を張りつけて管理をさせていくという体制を整えてまいりました。そして、現在ですが、その

施設管理室が毎月1回、今の運営事業者と調整会議を持っておりまして、その中でいろいろな問題点とか実績とか、そういったものについて詳細に協議、検討を加えておるところでございます。

そのほか、特にクリーンセンターでございますので、焼却とか、そういう環境面の問題がやはり大きな問題でございますので、そういった環境面、化学分野に詳しい専門の職員も張りつけて監視に当たっておるところでございます。そのほか、あれだけの高度な技術を持っております施設でございますので、そのほか、私どもが想定できない状況も発生するかもしれませんが、そのときにも迅速に対応できるような体制は保持しておかなければならないというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） 御答弁ありがとうございました。改めて考えてみますと、ごみ問題の解決について、その基本は徹底した手元分別で資源化やごみの発生の削減を進めることこそ、ごみ処理コストの削減の最も有効な方法であるというふうに感じております。これを脇に置いてはなりません。市民と市が協力して、ごみをもとでなくすための取り組みを進めていることを基本に努力をしていきたい。この旨の意見を述べて、この項は終わりたいと思います。

続いて、質問の2点目でございますが、中小企業振興についてお尋ねをいたします。

まず、中小企業振興基本条例の目的に沿って、市内中小企業の実態調査の実施についてお尋ねをいたします。

2010年6月に閣議決定をされました中小企業憲章では、次のように述べております。「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭っても、これを乗り越えてきた」といたしまして、続けて、「中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づける」としております。そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。この姿勢を打ち出しております。まさに、地域経済の崩壊を防ぎ、雇用と地域経済を再生させる道は、担い手である中小企業を元気にすることでございます。

しかしながら、先日、市が分析をされました資料を見させていただきました。私も大変なショックを受けたわけですが、国の経済センサス活動調査、これにおいて、我が市の事業所の総数、平成21年7月1日現在4,932社だったものが、平成24年2月1日現在で4,586社になったと。わずか2年7カ月で346の事業所が減ったとされております。しかも、その特徴は、業種にかかわらず従業員の少ない中小企業、とりわけ



常時使用する従業員の数が少ない小規模企業者層が弱体化しつつある。このように市のほうでは分析をされております。

こうした中、防府市中小企業振興基本条例、議員提案で成立いたしましたして、8月1日から施行されました。この第4条では、市の責務として、その2項で、市は中小企業振興施策の策定及び実施に当たっては、中小企業の実態を把握するとともに、広く中小企業者及び中小企業関係団体の意見を聞き、施策に反映すること。こういうふうにいたしております。

全国の自治体で中小企業振興条例制定の動きが大きく広がっております。制定をしたところで条例と結びつけて、地域の中小企業の実態調査を行っている自治体、いろいろございますが、そうした自治体で政策の大きな効果が生まれているということが報告をされております。調査に基づいて事業主や市民のニーズに応えた施策が実施されるからでございます。

我が市におきましても、中小企業の実態調査を実施していただきたいと考えますが、いかがでございましょうか。お尋ねをいたします。

2点目として、住宅リフォーム助成事業の充実についてお尋ねをいたします。

この制度は、平成23年度にスタートをいたしました。ことしで5年目を迎えました。担当課にその実績を伺いますと、この5年間で3,639件の利用があり、助成額約2億4,100万円に対して、総工事費は何と約33億8,300万円と、助成額の14倍の波及効果を生み出しております。

市内の業者も市民も、そして地域も元気にする事業を目指して、関係機関の御努力でこれまで進められてまいりましたが、気になるのが、ここ3年間の受け付け終了日を見ますと、4月の中旬から始まるわけですが、4月中旬から受け付け開始となりますけれども、平成25年度は6月27日に終了、26年度は6月24日です、今年度は5月21日に終了というふうになりました。わずか2カ月余りで受け付けが終了という状況でございます。市民にこの制度が少しずつ周知をされてきていることだろうというふうに思いますが、2カ月余りで申し込みができなくなるような状況、何とか改善をしていかなければならないというふうに感じております。

そこで、まずは、来年度もぜひこの制度を継続していただきたいということ。それから、さらに、この事業がスタートをしてから助成額5,000万円、変わっておりません。スタート時から変わらない助成総額5,000万円をさらに引き上げることができないかどうか。その点をお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

初めに、中小企業振興基本条例の目的に沿って、市内中小企業の実態調査を実施してはどうかとの御要望でございましたが、中小企業振興基本条例につきましては、本年8月1日から施行され、条例の目的であります本市経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを達成するべく、現在、条例に基づいて中小企業振興会議を組織し、さまざまな領域の方々と協議を進めているところでございます。

さて、振興会議は、これまで8月27日と10月26日の2回、開催しております。公表統計であります「平成21年経済センサス基礎調査」や、「平成24年経済センサス活動調査」などを各委員にお知らせし、また、本市経済に関する所感もお聞きしながら、中小企業等の状況を確認してきたところでございます。数値の確認だけでは実態が見えませんが、11月13日には市内の中小製造業2社を視察し、経営者から貴重な御意見などを頂戴いたしております。振興会議では、今後も適宜、経済統計や雇用指標を各委員に提供し、本市の経済実態を明らかにしていく予定でございます。

また、中小企業振興基本条例第4条第2項第2号に、「広く中小企業者及び中小企業関連団体の意見を聞く」とありますので、何らかのアンケートやニーズ調査を実施しようと考えているところでもございます。今後、振興会議の中で、市内の中小企業の皆様の御意見をどのような形で把握するのかなどについて十分検討してまいり所存でございます。

次に、住宅リフォーム助成制度の充実についてでございますが、議員御案内のとおり、本事業は、市民の生活環境の向上を図るとともに、市内の住宅関連企業をはじめ、多くの産業分野を刺激し、活性化することを目的にしております。平成23年度に国の交付金を財源に事業が開始され、平成24年度以降は一般財源で実施してまいりました。今年度は、事業開始から5年目の年に当たり、これまで継続したことで市民の認知も高く、議員御指摘のとおり、5月21日には受け付けが終了したところでございます。

ちなみに、今年度の助成件数は728件で、助成対象となるリフォーム費用は約6億7,000万円となっております。交付した商品券による消費喚起の効果もありますことから、実際の経済効果はさらに大きいものと理解しております。

さて、本助成の継続でございますが、防府商工会議所をはじめ、市内建設関連団体などから多くの要望をいただいているところでございまして、私としては最低限、次年度も同じ予算規模、同じ内容で実施したいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） 御答弁ありがとうございました。実態調査につきましては、振興会議等でどのような方法で行っていくのかということも含めて検討していくという御答弁でございました。

中小企業基本法第6条に、このようにうたわれております。地方公共団体は、途中略しますけれども、「その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」、こういうふうに条文がございますが、これ、中小企業振興基本条例の制定の法的根拠となるものですが、こうした施策を、防府独自の施策、展開していく上では、実態把握、どうしても必要でございます。どのように進めていくのか、ぜひ振興会議でしっかりと練っていただきたいというふうに感じております。

東京都の墨田区あるいは大阪府の八尾市、北海道恵庭市等々、各地で条例に基づき調査が進められて、事業者あるいは住民のニーズを踏まえた、基づいた行政施策が展開されようとしております。一例を挙げますと、大阪府吹田市、ここでは条例制定を踏まえて、全事業所実態調査をはじめ、商店街の後継者の調査、買い物調査、地産地消調査などを実施されております。そして、さらに、これを発展させて商業の活性化のための要綱を制定したり、あるいは物品購入の市内業者優先発注などの取り組みを進めておられるということでございます。

実態調査から見えてくるもの、いろいろあると思います。これを施策に生かしていくということが防府市にとって必要ではないかというふうに感じております。ぜひ調査を行って、特に、防府の地域経済を支える小規模企業者のニーズ把握、大変重要だと考えておりますので、検討していただくよう、この点では要望いたしておきます。

それから、住宅リフォームについてでございますけれども、来年度も継続実施を検討していくということでございました。金額では最低5,000万円ということですが、過去5年間の実績をごらんになって、また、この事業は大変有効であるというふうに感じられることは御答弁いただきましたが、それをさらに発展をしていくためには、ぜひ増額が必要ではないかというふうに思いますので、ぜひ検討していただきますよう、よろしく願いをいたします。

ここで、新潟県の新発田市のリフォーム助成制度を紹介させていただきたいと思いますが、ここでは10万円以上のリフォーム工事に対し、工事費の20%を助成、上限は20万円です、防府の倍です。2013年からは、三世代同居や、あるいは75歳以上の高齢者がいる場合、10万円を上乗せ加算、いわゆるプレミアムといいますか、加算していく。ここでは、また対象工事も大変広くて、内装、外装、トイレなどの水回り改修、温

水洗浄便座の設置あるいはシロアリ対策も対象となって非常に幅広く取り組んでおられます。

また、使い勝手がよかったと評判でありました佐賀県の住宅リフォーム緊急助成事業、これは既に終わってるんですけども、ここも特徴的で、基本助成に加えて県産木材を利用した場合、あるいは三世代同居を目的とした増改築工事には5万円の加算、段差の解消工事には3万円とか、手すり設置工事にも1万円の加算をつける。こういう加算を行っているんです。住宅リフォーム助成制度に、例えば定住促進対策あるいはバリアフリー対策、地産地消などの施策を組み合わせ、制度を一層拡充をしていく。こういう取り組みを行っているんです。私、我が市においても、さまざまな事業がありますけれども、相乗的に効果を上げていくという点では、こういった考え方を取り入れていく必要があるのではないかとこのように感じておりますけれども、その点どのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 壇上で御答弁申し上げましたとおり、最低限、現規模、現内容、こう申し上げましたので、さまざまな御指摘なども十分参考にさせていただいて、内容の充実も含め、考えていきたいと思っております。

なお、店舗リフォームというものも、私ども今年度は新たなメニューとして出しておりますが、この店舗リフォームについては、PRがまだ十分できていないというところがございまして、このほうはエリアを拡大する、市内全域が、例えば、お店の看板をきれいにするというようなことも対象になるように市内全域でしていこうと、こういうような協議もしておりますこと、あわせ、申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） 店舗リフォームのことまで御答弁いただきましてありがとうございました。

私は、住宅リフォームについて言えば、市長は地方創生で、市有三世代同居ということ強く言っておられます。例えば、この住宅リフォームで、三世代同居を目的とした増改築をする場合にはプラス加算しますよ、こういった施策も有効的ではないかと思うんです。例えば、バリアフリー対策、障害者の方も市民も住みやすいまちづくりを進めていく上で、在宅におられる方が手すりの工事、バリアフリー化をしたいと、こういうふうに願っておられる場合は、ぜひ住宅リフォームを使ってくださいと、有効的ですよと。総体としてバリアフリー化の事業を防府市は進めていくと、こういう考え方、行政は縦割りではいけな

いと思うんです。総体として防府市を住みやすいまちづくりにしていくための事業ですから、この点もぜひ考えていただけたらと思います。金額については最低限5,000万円、それ以下はあり得ないと、それ以上を期待いたしておきます。

リフォームは、家の築年数によって継続的な需要、需要とといいますか、生まれてまいります。長期的な制度の継続と改善、市民の願いでもあります。大変経済波及効果が大きくて影響、裾野が広いと。これは市長が言われたとおりでございます。ぜひ制度の拡充がなされるように要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、13番、山本議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでございました。

午後2時29分 延会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年12月4日

防府市議会 議長 安藤 二郎

防府市議会 議員 山根 祐二

防府市議会 議員 安村 政治